

土 木 部 建 築 工 事

監 督 及 び 検 査 必 携

平成 2 0 年 7 月

奈 良 県 土 木 部

目 次

• 土木部建築工事監督要領	-----	1
• 土木部建築工事検査要領	-----	8
• 土木部建築工事の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領	-----	2 3
• 建築工事監督指針	-----	3 0
• 建築工事監督指針別表 目次	-----	3 1
建築工事監督指針 建築工事	-----	3 3
建築工事監督指針 電気設備工事	-----	4 5
建築工事監督指針 機械設備工事	-----	5 4
• 建築工事検査指針	-----	6 4
一般的な検査フロー	-----	6 6
• 建築工事技術検査基準	-----	6 8
• 土木部建築工事成績評定要領	-----	6 9
建設工事検査（成績評定）書	-----	7 4

土木部建築工事監督要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、土木部が所管する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の監督に関して、契約の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第 2 条 監督は、地方自治法、同法施行令及び建設工事請負工事契約書（奈良県契約規則 17 条関係第 3 号様式。以下「請負契約書」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において次の各号の掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 建築工事が請負契約書による設計図書に定められたとおり適正に施工されるように、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の業務を行うことをいう。
- (2) 監督員 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項、同法施行令第 167 条の 15 第 1 項及び請負契約書第 9 条に規定する監督員の業務（以下「監督業務」という。）を行う職員をいう。
- (3) 承諾 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。） 1. 1. 2 に定める「監督職員の承諾」をいう。
- (4) 指示 標準仕様書 1. 1. 2 に定める「監督職員の指示」をいう。
- (5) 協議 標準仕様書 1. 1. 2 に定める「監督職員の協議」をいう。
- (6) 検査 標準仕様書 1. 1. 2 に定める「監督職員の検査」をいう。
- (7) 立会い 標準仕様書 1. 1. 2 に定める「監督職員の立会い」をいう。
- (8) 審査 請負者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査することをいう。
- (9) 確認 建築工事の実施状況について、設計図書のとおり施工されているかどうかを監督員が確かめること。
- (10) 軽易 比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更のおそれのないものをいう。

(監督体制)

第 4 条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員をおくものとする。

(監督員の任命)

第 5 条 監督業務は、工事請負契約ごとに当該建築工事を所掌する本庁の課長又は出先機関の長（以下「所属長等」という。）から任命された職員（以下「監督員」という。）が行うものとする。

2 監督員の任命は、監督員任命伺（第 1 号様式）によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職にある者とする。

ただし、工事目的物の全部の引渡が完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免ずることとする。

- (1) 総括監督員 当該建築工事を所管する本庁の主幹、課長補佐相当職にある者又は出先機関の主幹、課長、課長補佐相当職にある者。
- (2) 主任監督員 当該建築工事を所管する係長相当職又は主査の職にある者。

(3) 一般監督員 当該建築工事を所掌する係又はグループの主査又は技師の職にある者。

- 3 監督員に任命された職員が人事異動、その他病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合には、速やかに監督員任命伺（変更）（第2号様式）により任命替えの措置を講ずるものとする。

（監督員の通知）

- 第6条 所属長等は監督員を任命したときは、その氏名等を監督員通知書（第3号様式）により請負者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

- 第7条 所属長等が、建築工事の特殊性その他正当な理由により、職員による監督が困難であり又は適当でないと認めたときは、第5条の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

（監督業務及び分担）

- 第8条 監督員は設計図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。
- 2 監督業務のうち、監督員検査は土木部建築工事検査要領（平成2年4月1日付技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号）第5条（1）から（5）に定める検査員検査に先立つ検査及び、材料・機器等の検査をいう。
- 3 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務に分類するものとし、概ね次の各号に掲げるとおりとする。
- ただし、総括監督員を置かないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。

（1）総括監督業務

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な監督業務で重要なものの処理。
- ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整で重要なものの処理。
- ハ 建築工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の処理及び報告。
- ニ 請負者の工事関係者について、建築工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者、又は監督業務の執行を妨げる者があるときの排除等の措置。
- ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに「監督業務の掌握」。

（2）主任監督業務

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な監督業務（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告。
- ニ 前号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等の書類（軽易なものを除く。）の審査、承諾。
- ヘ 設計図に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ト 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

（3）一般監督業務

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な監督業務で軽易なものの処理。
- ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整に関する報告。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。

- ニ 前号ニ並びに（１）号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の主任監督員に対する報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等で軽易なものの審査、承諾。
- ヘ 設計図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（重要なものを除く。）の処理。

（監督に関する図書）

- 第 9 条 監督員は次の各号に掲げ図書（請負者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し又は整理して監督業務の経緯を明らかにするものとする。
- （１） 建築工事の実施状況を記載した図書。
 - （２） 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。
 - （３） 建築工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書。
 - （４） その他監督業務に関する図書。

（指示＜承諾＞書）

- 第 10 条 監督員が請負者に指示、承諾する場合は、指示＜承諾＞書〔建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（平成 15 年 6 月 19 日付け技第 45 号）様式 11〕により行うものとする。
- また、疑義に対する応答事項及び請負者と協議した事項（工事請負契約第 9 条関係、軽易なものを除く。）については記録するものとする。

（事故報告）

- 第 11 条 監督員は当該建築工事に事故が発生したときは、遅滞なく請負者から事故報告書〔工事事務報告書の様式と事故報告方法の変更について（平成 14 年 7 月 17 日付け技第 73 号）〕を提出させ、その内容を確認するとともに速やかに所属長に報告するものとする。

（手直し工事等の監督）

- 第 12 条 監督員は、検査員検査の結果により、検査員が手直し工事等を指示したときは、その履行について監督業務を行うものとする。

附則

（施行期日）

- 平成 2 年 4 月 1 日施行（平成 2 年 4 月 1 日技第 5 号）
- 平成 10 年 4 月 1 日改正施行（平成 10 年 2 月 6 日技第 121 号）
- 平成 14 年 11 月 1 日改正施行（平成 14 年 10 月 16 日技第 131 号）
- 平成 15 年 5 月 1 日改正施行（平成 15 年 5 月 1 日技第 29 号）
- 平成 16 年 5 月 1 日改正施行（平成 16 年 4 月 30 日技第 33 号）
- 平成 18 年 4 月 1 日改正施行（平成 18 年 3 月 31 日技第 187 号）
- 平成 20 年 7 月 1 日改正施行（平成 20 年 6 月 30 日技第 97 号）

第1号 様式

決				
裁				

平成 年 月 日
起案者 印

監督員任命伺

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に任命してよろしいか。

工事番号 平成 年度 第 号

工事名 工事

工事場所 市・郡 町・村 地内

請負者

請負金額 円

契約工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

記

区分	職名	氏名	印
総括監督員			
主任監督員			
一般監督員			

(注) 起案者は、原則として担当係長とする。

第2号 様式

決 裁				

平成 年 月 日
起案者 印

監督員任命伺(変更)

このことについて、下記のとおり任命替えをしてよろしいか。

記

1 理由

2 工事番号 平成 年度 第 号

工事名 工事

工事場所 市・郡 町・村 地内

請負者

請負金額 円

契約工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 変更内容

区分	旧		新		
	職名	氏名	職名	氏名	印
総括監督員					
主任監督員					
一般監督員					

(注) 起案者は、原則として担当係長とする。

第3号 様式

第 号
平成 年 月 日

請負者 殿

事業担当課長（又は所長） 印

監督員通知書

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり監督員を決定したので通知する。

工事番号 平成 年度 第 号

工事名 工事

工事場所 市・郡 町・村 地内

請負金額 円

契約工期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

記

区分	職 名	氏 名
総括監督員		
主任監督員		
一般監督員		

土木部建築工事検査要領

(目的)

第1条 土木部が発注する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の請負契約の適正な履行を確保し、給付の完了の確認をするため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 検査とは、建築工事が請負契約に係る設計図、仕様書その他契約関係図書（以下「設計図書」という。）に定められたとおりに履行されたかどうかの確認を行うことをいい、竣工検査、部分竣工検査、部分使用検査、中間検査及び出来形検査をいう。
- (2) 竣工検査とは、請負契約書第31条に規定する建築工事の完成を確認するための検査をいう。
- (3) 部分竣工検査とは、請負契約書第38条に規定する指定した部分の工事が完了したことを確認するための検査をいう。
- (4) 部分使用検査とは、請負契約書第33条に規定する工事の完成引渡し前に使用する部分を確認するための検査をいう。
- (5) 中間検査とは、工事の施工途中において当該工事の進捗、実施状況等を確認するための検査をいう。
- (6) 出来形検査とは、請負契約書第37条に規定する工事の完成前に代価の一部を支払う必要があるとき及び請負契約書第51条に規定する工事を打ち切り契約を解除する場合において工事の既済部分を確認するための検査をいう。
- (7) 検査員とは、地方自治法第234条の2第1項の検査を行うため任命を受けた職員をいう。

(検査員の任命)

第3条 検査員は、土木部に所属する検査員資格を有する者のうちから知事が任命する。

2 検査員に任命された職員にあつては、知事がその身分を示す証明書を発行する。

3 第1項の検査員資格を有する者について必要な事項は別に定める。

(検査の区分)

第4条 検査は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める検査員が行う。

- (1) 一件の設計金額が500万円以上の工事（設備工事にあつては5,000万円以上（以下「技術管理課検査」という。）。技術管理課長が命ずる者。
 - (2) 一件の設計金額が500万円未満（設備工事にあつては5,000万円未満）の工事。
事業課の長又は土木部各出先機関の長（以下、「所属長」という。）がその配下の検査員のうちから命ずる者。
- 2 検査員は、当該工事の監督員以外の者でなければならない。
 - 3 検査は、原則として2名以上の検査員によって行わなければならない。

(検査の時期)

第5条 検査は、次に定める場合に行う。

- (1) 竣工検査は、当該工事の請負者から工事（事業）完成届の提出があつた場合に行う。
なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から工事（事業）完成届を添付した工事竣工検査請求書（第7号様式）の提出があつたときに行う。

- (2) 部分竣工検査は、当該工事の請負者から指定した部分の工事部分完成（竣工）届の提出があった場合に行う。なお、技術管理課検査にあつては当該工事を発注した部署から指定した部分の工事部分完成（竣工）届を添付した工事部分竣工検査請求書（第8号様式）の提出があったときに行う。
- (3) 部分使用検査は、当該工事の一部を使用しようとする場合であつて当該工事の請負者の使用同意承諾を得たときに行う。なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から使用同意書等を添付した工事部分使用検査請求書（第9号様式）の提出があったときに行う。
- (4) 出来形検査は、当該工事の請負者より工事（事業）出来形検査請求書の提出があり、工事金年度精算を行う必要がある場合及び工事を打ち切り契約を解除する場合に行う。
なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から出来形検査請求書（第10号様式）の提出があったとき、又は、工事を打ち切り契約を解除する場合において工事の既済部分を確認するときに行う。
- (5) 中間検査は、土木部建築工事の監督及び検査の実施に関する取扱い要領（昭和62年3月3日付け技号外 改正平成20年6月30日付け技第97号）第3章第4に規定する中間検査の時期等である場合に行う。なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から中間検査請求書（第11号様式）の提出があったときに行う。

（検査の通知）

- 第6条 技術管理課長は、前条に基づき検査の請求を受け、検査を実施しようとするときは、検査実施通知書（第1号様式）により、当該工事を発注した所属長に通知する。
- 2 前項により通知を受け、検査を実施しようとするときは、当該工事を発注した所属長は請負者に検査日時等の必要事項を通知する。

（検査の方法及び基準）

- 第7条 検査は、建築工事技術検査基準（平成3年4月1日付け技第7号 改正平成20年6月30日付け技第97号）及び建築工事検査指針（平成3年4月1日付け技第7号 改正平成18年3月31日付け技第187号）に基づいて行う。

（検査の立会い）

- 第8条 検査には、それぞれ次の者が原則として立会いをしなければならない。
- (1) 竣工検査・部分竣工検査は、請負者又は現場代理人、主任技術者（監理技術者）、総括監督員、主任監督員及び一般監督員。
 - (2) 部分使用検査・出来形検査・中間検査は、請負者又は現場代理人、主任技術者（監理技術者）、総括監督員又は主任監督員及び一般監督員。

（説明等の要求）

- 第9条 検査員は、当該工事の監督員及び請負者から、検査に必要な設計図書の提示及び検査に必要な事項の説明を求められることができる。
- 2 監督員及び請負者は、前項の規定により検査員から設計図書の提示又は説明を求められた場合は、検査員の求めに応じなければならない。

（工事の手直し指示等）

- 第10条 検査員は、検査を実施した結果、手直しの必要がある場合には手直し工事指示書（第2号様式）により期間を定めて工事の手直しを指示しなければならない。
- なお、手直しの部分が重大な場合その他必要と認められるものについては、総括監督員若しくは主任監督員と協議のうえ、すみやかに手直し工事を指示する。
- 2 検査員は、前項に基づく手直しを指示した場合は、手直し工事指示報告書（第3号様式）

により検査命令者に報告しなければならない。

- 3 検査員は、修補が必要と認められる事項又は緊急を要する事項については、検査記録表〔指示・報告〕（建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（平成15年6月19日付け技第45号）様式15）により必要な措置を指示することができる。

（手直し等の再検査）

- 第11条 検査員は、前条第1項に基づく手直し指示書による工事が完了し、手直し工事完了届（第4号様式）の提出があったときは手直し検査を行う。
- 2 検査員は、前項に基づく手直し検査を行った場合は、手直し工事指示報告書（第5号様式）により検査命令者に報告しなければならない。

（検査の中止）

- 第12条 検査員は検査の実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検査命令者に報告して、その指示を受けなければならない。
- （1）請負者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）又はその使用人その他の者が検査の実施を妨害し、又は検査員の指示に従わず検査の実施が困難なとき。
- （2）検査を実施することが不適当と認められるとき。
- 2 検査命令者は前項各号に該当する事実があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう当該工事を発注した所属長に求めることができる。

（検査結果の報告）

- 第13条 検査員が検査（出来形検査を除く。）を完了したときは、当該工事の成績評定の評定者は、当該検査の結果について土木部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号 改正平成20年6月30日付け技第97号）第5の定めにより報告する。
- ただし、一件の設計金額が500万円未満の場合の検査結果の報告については、工事竣工検査書（第6号様式）により、当該工事を発注した所属長に行う。

附則

（施行期日）

- 平成2年4月1日施行（平成2年4月1日 技第5号）
- 平成10年4月1日改正施行（平成10年2月6日 技第121号）
- 平成13年5月1日改正施行（平成13年4月25日 技第25号）
- 平成14年11月1日改正施行（平成14年10月16日 技第131号）
- 平成16年5月1日改正施行（平成16年4月30日 技第33号）
- 平成18年4月1日改正施行（平成18年3月31日 技第187号）
- 平成20年7月1日改正施行（平成20年6月30日 技第97号）

検査要領様式集

第1号 様式

技 号 外
平成 年 月 日

事業担当課長

殿

技 術 管 理 課 長

検 査 実 施 通 知 書

平成 年 月 日付けをもって検査請求のあった次の工事について、下記のとおり検査を実施することとしたので通知します。

工事番号 平成 年度 第 号

工 事 名 工事

工事場所 市・郡 町・村 地内

請 負 者
代 表 者

請負金額 円

契約工期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

記

検 査 日 時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分

検 査 員

<h1 style="margin: 0;">手直し工事指示書</h1>		所 轄 事務所等
工事番号	第 号	
工事名	工 事	
工事場所	市・郡	町・村 地内
請負金額	円	
契約工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
検査月日	平成 年 月 日	手直し期限 平成 年 月 日
県側立会者	請負側立会者	
手 直 し 指 示 事 項		
上記のとおり措置されたい。		
平成 年 月 日 請 負 者 殿		検 査 員 印

第3号様式

平成 年 月 日

技術管理課長（課長又は所長）

殿

検査員

印

手直し工事指示報告書

このことについて、下記のとおり指示しましたので報告します。

記

工事番号	第 号		
工事名	工 事		
工事場所	市・郡	町・村	地内
請負者			
請負金額	円		
契約工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
検査月日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
県側立会者		請負側立会者	
手 直 し 指 示 事 項			

第4号様式

手直し工事完了届		所 轄 事務所等	
工 事 番 号	第 号		
工 事 名	工 事		
工 事 場 所	市・郡	町・村	地内
請 負 金 額	円		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
検 査 月 日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
手直し指示		手直し完了日	平成 年 月 日
検 査 員			
手 直 し に 対 す る 措 置			
上記のとおり手直し工事が完了したので届けます。			
平成 年 月 日			
奈良県知事 殿		請 負 者 印	

技術管理課長（課長又は所長）殿

検査員

印

手直し工事指示報告書

手直し検査の結果、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

工事番号	第 号		
工事名	工 事		
工事場所	市・郡	町・村 地内	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
			契約工期 竣工検査日
請負者			平成 年 月 日
請負金額	円	手直し完了日	平成 年 月 日
手直し指示 検査員		手直し検査 立会監督員	
手 直 し 指 示 事 項			手 直 し 処 理 事 項

第6号様式

平成 年 月 日

土木部長 殿

検査員 印

竣工検査の結果を次のとおり報告します。

工 事 竣 工 検 査 書

工事番号	第 号		
工事名	工 事		
工事場所	市・郡	町・村	地内
請負者		契約工期	
代表者			
設計金額	円	竣工検査日	
請負金額	円	手直し検査日	
工事概要		主任監督員	
		一般監督員	
検査結果	手直し有無	要手直し ・ 要書類整備	
指示事項			

第 号
平成 年 月 日

土木部長 へ

所属長 名

工事竣工検査請求書

次の工事について、別紙のとおり請負者から工事（事業）完成届の提出があったので、検査を請求します。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 工 期	
請 負 者	
請 負 金 額	
前 払 済 額	
部 分 払 済 額	

第 号
平成 年 月 日

土 木 部 長 あて

所 属 長 名

工事部分竣工検査請求書

次の工事について、別紙のとおり請負人から指定した部分の工事部分完成（竣工）届の提出がありましたので、検査を請求します。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 工 期	
請 負 者	
請 負 金 額	
前 払 済 額	
部 分 払 済 額	

第 号
平成 年 月 日

土木部長 へ

所属長 名

工事部分使用検査請求書

次の工事について、工事目的物の一部（又は全部）を使用する必要がありますので、検査を請求します。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 工 期	
請 負 者	
請 負 金 額	
部分使用の期間	
検査請求箇所	

第 号
平成 年 月 日

土木部長 へ

所属長 名

出来形検査請求書

次の工事について、工事金部分払する必要がありますので、検査を請求します。

工 事 名			
工 事 番 号			
工 事 場 所			
契 約 工 期			
請 負 金 額		前 払 金	
		部 分 払 金	
出来高設計額			
今回支払予定額			
請 負 者			

第 号
平成 年 月 日

土 木 部 長 あて

所 属 長 名

中間検査請求書

次の工事について、進捗、実施状況を確認するため、検査を請求します。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 工 期	
請 負 者	
請 負 金 額	
工 事 の 概 要	
検 査 時 の 工 程	

土木部建築工事の監督及び検査の実施に関する取扱い要領

第1章 総則

(総則)

第1 土木部建設工事のうち、建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）における監督及び検査に関する取扱いについては、土木部建築工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号）（以下「監督要領」という。）、土木部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号）（以下「検査要領」という。）、建築工事監督指針、建築工事技術検査基準及び建築工事検査指針（平成3年4月1日付け技第7号 改正平成18年3月31日付け技第187号）に定めるもののほか、この取扱い要領（以下「要領」という。）による。

第2章 監督

(監督体制)

第1 監督体制は、監督要領第4条による。ただし、契約金額が5,000万円未満の工事及び第20(3)に示す建築工事については、総括監督員をおかなくてもよい。

2 監督要領第7条により、工事監督業務を委託する場合、受託者は、工事監理業務委託契約書に基づき監督業務を行う。

3 監督要領第7条の「工事の特殊性その他正当な理由」とは、次の場合をいう。

- (1) 特に専門的な知識又は技能を必要とする場合
- (2) 遠隔地等の理由により職員による監督業務に合理性を欠く場合
- (3) その他の理由により職員による監督が困難な場合

(監督指針)

第2 監督員が監督を行うにあたり、必要な事項等は、別に定める建築工事監督指針による。

(監督業務の引継)

第3 監督員は、監督要領第5条3項により任命替えする場合、建築工事に支障の生じないよう迅速に引継事務を行わなければならない。

(下請負等)

第4 監督員は、請負者から建築工事の下請負人等（下請負人等の変更を含む。）の届の提出があったときは、必要な処置を講じる。

(火災保険等)

第5 監督員は、請負者から設計図書のためにより当該建築工事の保険契約等の通知を受けたときは、必要な処置を講じる。

(工期の延長)

第6 監督員は、請負者から工期延期願の提出があったときは、遅滞なく必要な手続きを行う。

2 監督員は、前項の工期延期願が承認され、工期が延長された場合、技術管理課検査にあつては、技術管理課長に報告する。

(完成届等)

第7 監督員は、請負者から完成届等の提出があつたときは、直ちに必要な措置を講ずる。
2 前項の場合、技術管理課検査にあつては、土木部長に検査請求等必要な処置を講じる。

(備え付け書類及び帳簿等)

第8 一般監督員は、監督に関する次の図書等を監督員事務所等に備え付けなければならない。

- (1) 建設工事請負契約書(写)
- (2) 設計図書(設計図、仕様書、現場説明書、質疑応答書)
- (3) 施工計画書
- (4) 検査記録表
- (5) 実施工程表及び工事工程表
- (6) 工事月報
- (7) 工事打合せ書
- (8) 工事材料搬入、検査書
- (9) その他必要な簿冊、又は書類等

(施工状況等)

第9 監督員は、建築工事の適正な履行を確保するため、常に工事の実態を把握しなければならない。

- 2 一般監督員は、請負者より定期的に建築工事報告書を提出させ、工事の状況を確認するとともに、これをもとに建築工事の進捗状況を毎月取りまとめ、主任監督員及び総括監督員を通じて、速やかに所属長に報告する。
- 3 一般監督員は、建築工事が遅延するおそれがあるときは、その事情を調査し、主任監督員又は総括監督員から指示を受ける。

(材料検査等)

第10 監督員は、工事材料等の検査をする場合、事前に、請負者から、外観、規格、品質証明等の資料を提出させ、設計図書との適合を確認する。検査は、原則として、請負者が提出した資料(材料試験結果記録、写真記録等)により実施する。ただし、所属長等が実地検査が必要と認めた場合又は別に定めがある場合はこの限りではない。

- 2 一般監督員は、請負者が、設計図書及び監督指針等により必要とする一般監督員の立会い又は検査を求めないで、建築工事を施工したときは、主任監督員の指示を受けて試験等必要な措置を講じて、適否を確認する。

(出来形検査)

第11 監督員は、出来形検査のうち、製造工場等にある製品の検査にあつては、原則として、請負者が提出した資料(請負者の材料試験、写真記録、性能試験結果等)により実施する。ただし、所属長等が実地検査が必要と認めた場合又は別に定めがある場合はこの限りではない。

(検査の日程調整)

第12 監督員は、技術管理課検査にあつては、実施工程表を技術管理課へ提出し、検査員と調整の上、前もって検査の実施希望予定日を、技術管理課に連絡する。

(修補又は改造)

第13 一般監督員は、検査員の竣工検査等の結果、手直し工事を必要する場合は主任監督員に報告し、指示を受けてその履行について監督を行うとともに、請負者から手直し工事完了届を受理したときは、第9に準じて処理する。

また、主任監督員は、上記と同様に総括監督員に対し報告を行い、指示等を受ける。

(付属品等の処理)

第14 一般監督員は、建築工事が完成し竣工検査に合格したときは、当該建築工事の付属品等を引き渡し書と共に請負者より受理する。

(工事完成図書等の整備)

第15 一般監督員は、建築工事が完成し竣工検査に合格したときは、速やかに完成図及び第10に規定する書類等を整備する。

(主任監督員への報告等)

第16 一般監督員は、建築工事の監督上必要な事項について主任監督員に報告し、指示等を受ける。

また、主任監督員は、上記と同様に総括監督員に対し報告を行い、指示等を受ける。

第3章 検査

(検査員資格者名簿)

第1 検査要領第3条第3項の検査員資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者として検査員資格者名簿に登載した者をいう。

- (1) 土木部に所属する建築技術職員（係長相当職以上の職員で本庁の課長、参事及び主幹を除く者）のうち、総括監督員、主任監督員又は検査員を3年以上経験したものであって建築士の資格を有する者
- (2) 土木部に所属する建築又は設備技術職員のうち、建築技術職員（係長相当職以上の職員で本庁の課長、参事及び主幹を除く者）にあつては、検査員又は監督員を5年以上経験したものであって建築士の資格を有する者、設備技術職員（本庁の課長、主幹並びに出先機関の所長及び課長を除く者）にあつては検査員又は監督員を3年以上経験した者
- (3) 技術管理課に所属する建築及び設備技術職員

2 検査員資格者名簿は、技術管理課長が作成する。

3 技術管理課長は、本庁の課長又は出先機関の長に対し、所属する建築及び設備技術職員について前項の名簿を作成するため「検査員資格調査表」（第1号様式）に基づき報告を求めることができる。

(検査員)

第2 検査は、検査要領第3条に定める検査員が行う。

(検査の区分)

第3 検査の区分は、検査要領第4条によるほか、次のとおりとする。

(1) 建築工事

設計金額 検査区分	500万円以上	500万円未満
<ul style="list-style-type: none"> ・竣工検査・中間検査 ・部分竣工検査 ・部分使用検査 ・年度精算に伴う出来形検査 	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・部分払いに伴う出来形検査 ・年度精算に伴う出来形検査のうち支払いを伴わない検査 	○	○

※ ◎印 技術管理課検査

○印 技術管理課検査以外の検査

(2) 設備工事については、上記表の設計金額中の「500万円」を「5,000万円」に読み替えて運用する。

2 総合発注の場合（例えば、建築工事と土木工事の一つの工事として設計書を作成した場合等）の技術管理課検査については、その都度、技術管理課と協議を行う。

3 新営工事以外の修繕、補修、改修等工事の中間検査の実施については、監督員から工事概要等の説明を受けた上で、検査員がその実施を判断する。

4 技術管理課検査のうち、新営工事以外の工事の検査については、技術管理課と当該工事を発注した部署が協議を行い工事内容等により、適切であると認められる場合は、当該工事を発注した部署が、検査を行うことができる。

5 技術管理課検査の対象外工事の検査で、職員の配置状況により所属内に専門技術者がい

ない場合又は所属内での検査が適当でない場合、文書により技術管理課に要請があるときは、協議の上、技術管理課検査とすることができる。

(中間検査の時期等)

第4 中間検査は、概ね次の工程時において、監督員及び検査員が協議の上必要と認めたと
きに行う。

- (1) 基礎・地中梁配筋完了時
- (2) 鉄骨建方完了時
- (3) 中間階床版配筋完了時
- (4) 屋上床版配筋完了時
- (5) 天井下地工事完了時
- (6) その他見え隠れとなる重要部分の工事完了時

2 検査要領第2条第5号の工事の進捗、実施状況とは、次のことをいう。

- (1) 請負者の施工管理
工程管理状況、施工検査状況、出来形図等の整理状況、品質管理の整理状況
- (2) 現場管理
監督図書類の整理、現場整理状況、安全管理(交通指導、安全施設の確保等を含む。)及び仮設等の施工状況
- (3) 出来形及び品質
出来形の検測の誤差、出来ばえ、品質管理の内容と品質確保状況
- (4) 工程進捗状況
工程進捗状況の確認

(工場製品の出来形検査員検査)

第5 検査員が行う出来形検査のうち、製造工場等にある製品の検査は、監督員の出来形検査結果の記録及び請負者の提出した資料により実施する。

(検査の実施に伴う日数等)

第6 検査員は、検査の日数について、監督員から事前に建物及び設備概要等の説明を受けて決定する。

(検査の実施に伴う検査用具)

第7 検査員は、検査を行う場合に必要な検査用具について、その都度、監督員と協議し、監督員を通じて請負者に準備させておくものとし、検査用具は次のものを標準とする。

標準検査用具
①※スチールテープ(30 m～50 m)
② コンベックススケール(5 m)
③※レベル
④ ノギス
⑤ テストハンマー
⑥ 水糸(ピアノ線)
⑦ 懐中電灯
⑧ 脚立(H=3 m程度)
⑨※はしご
⑩ 鏡
⑪※ピンポン玉
⑫※柄付き鏡

- ⑬※絶縁抵抗計
- ⑭※コンセントチェッカー
- ⑮ その他

※印の用具は、1組準備

(検査員会議の設置)

第8 検査に関する事項について協議等をするため、検査員会議を設置する。

2 前項の検査員会議に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

昭和 62年4月1日施行(昭和 62年3月3日技号外)

平成 5年4月1日改正施行(平成 5年4月1日技号外)

平成 10年4月1日改正施行(平成 10年2月6日技第 121号)

平成 14年11月1日改正施行(平成 14年10月16日第 131号)

平成 16年5月1日改正施行(平成 16年4月30日技第 33号)

平成 18年4月1日改正施行(平成 18年3月31日技第 187号)

平成 20年7月1日改正施行(平成 20年6月30日技第 97号)

検査員資格者調査表

課(所) _____ 名

職 種	職・氏 名	検査員任命期間及び当該任命期間中の所属名	監督員任命期間、監督員の種別及び当該任命期間中の所属名	資格の有無
(記載例)				
〇〇	〇〇・〇〇〇〇	〇年〇月～〇年〇月 所属課(所)名 計 〇年	〇年〇月～〇年〇月 主任・一般監督員の別 所属課(所)名 〇年〇月～〇年〇月 主任・一般監督員の別 所属課(所)名 計 〇年	〇級建築士
〇〇	〇〇・〇〇〇〇		〇年〇月～〇年〇月 主任・一般監督員の別 所属課(所)名 計 〇年	

〈調査対象職員〉

- ・ 建築技術職員のうち係長相当職以上の職員（本庁の課長、参事、主幹を除く）
- ・ 設備技術職員（本庁にあっては課長、参事及び主幹、出先機関にあっては所長及び課長を除く）

〈記載方法〉

- ・ 職種：建築、電気、機械の別を記載。
- ・ 検査員任命期間：検査員を経験した年月数を通算して1年未満を切り捨てた年数を記載。
- ・ 監督員任命期間：監督員の種別（主任・一般監督員の別）毎に当該職員が経験した年月数を通算して1年未満を切り捨てた年数を記載。
- ・ 資格の有無：建築職の場合のみ、1級又は2級建築士の資格の有無を記載。

建築工事監督指針

1. 目的

この指針は、土木部が所掌する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の監督業務の実施に際し、監督の業務指針を定めることにより、建築工事が円滑に実施されることを目的とする。

2. 監督業務の方法

建築工事の監督業務は、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の各業務について書面または工事現場において監督指針別表により行う。

なお、監督指針別表中の「提出書類」とは、請負者が監督員に提出する標準的な書類をいう。

監督職員が行う製造工場等にある製品・材料の検査で、臨場による検査の手続きは様式「工場検査等伺書」により、所属長の決裁を受けるものとする。

附則

（施行期日）

平成 3 年 4 月 1 日施行（平成 3 年 4 月 1 日技第 7 号）

平成 10 年 4 月 1 日改正施行（平成 10 年 2 月 6 日技第 123 号）

平成 14 年 11 月 1 日改正施行（平成 14 年 10 月 16 日技第 131 号）

様式

工場検査等伺書

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	
請負者	
工事概要	
総括監督員 主任監督員 一般監督員	
工場検査の 必要性	
検査内容	
臨場予定監督員	

平成 年 月 日

上記のとおり工場検査を行ってよろしいか。

主任監督員（職・氏名）

印

目 次 (監督指針別表)

建築工事

1 章	一般共通事項 -----	26
2 章	仮設工事 -----	26
3 章	土工事 -----	27
4 章	地業工事 -----	27
5 章	鉄筋工事 -----	27
6 章	コンクリート工事 -----	28
7 章	鉄骨工事 -----	28
8 章	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 ----	29
9 章	防水工事 -----	29
10 章	石工事 -----	30
11 章	タイル工事 -----	30
12 章	木工事 -----	31
13 章	屋根及び樋工事 -----	31
14 章	金属工事 -----	31
15 章	左官工事 -----	32
16 章	建具工事 -----	33
17 章	塗装工事 -----	34
18 章	内装工事 -----	34
19 章	舗装工事 -----	36
20 章	排水工事 -----	36
21 章	植栽工事 -----	37
22 章	カーテンウォール工事 -----	37
23 章	ユニット及びその他工事 -----	37

電気設備工事

1 編	一般共通事項	
1 章	一般事項 -----	38
2 章	共通工事 -----	38
2 編	電力設備工事	
1 章	機材 -----	39
2 章	施工 -----	41
3 編	受変電設備工事	
1 章	機材 -----	43
2 章	施工 -----	44
4 編	静止形電源設備工事	
1 章	機材 -----	44
2 章	施工 -----	44
5 編	自家発電設備工事	
1 章	機材 -----	44
2 章	施工 -----	45
6 編	通信・情報設備工事	
1 章	機材 -----	45
2 章	施工 -----	45
7 編	中央監視制御設備工事	
1 章	機材 -----	46
2 章	施工 -----	46

機械設備工事

1 編	一般共通事項	-----	47
2 編	共通工事		
1 章	一般事項	-----	47
2 章	配管工事	-----	48
3 章	保温、塗装及び防錆工事	-----	49
4 章	電気工事	-----	49
5 章	関連工事	-----	50
3 編の 1	空気調和設備工事		
1 章	機材	-----	50
2 章	施工	-----	50
3 編の 2	ダクト工事		
1 章	機材	-----	51
2 章	施工	-----	52
4 編	自動制御設備工事	-----	53
5 編	給排水衛生設備工事	-----	53
6 編	ガス設備工事	-----	54
7 編	さく井設備工事	-----	55
8 編	し尿浄化槽設備工事	-----	55
9 編	昇降機設備工事	-----	55
10 編	機械式駐車設備工事	-----	56

1. 建築工事

監督指針別表

工種	項目	留意事項	審査	承諾	立会	検査	提出書類 監督頻度
1章 一般共通事項	一般事項	1. 契約条件 2. 環境条件 ・現場周辺の状況 ・現場周辺地域の生活環境の保全等	○	○	○		総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び変更時
	安全管理	1. 関係法令の遵守 2. 各種標識、保安施設等の設置と保全 3. 労働災害防止対策 4. 安全巡視、危険物等の保管	○	○	○		総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時 (建設業許可・労働保険関係・ 建退共制度関係)
	交通安全管理	1. 安全施設の設置と保全 2. 交通整理員の配置 3. 工事用進入路、道路の損傷 4. 工事車輛の運行状況 5. 工事車輛の過積載防止		○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時
	対外関係	1. 関係官公署その他への諸手続き 2. 地域及び周辺住民に対する周知等	○	○	○		報告書 諸手続き写し 随時 (コリンズ登録)
	実施工程	1. 地域気象状況(降雨日数等)の調査 2. 指定工期と実労働日数との調整 3. 設備等関係工事との調整 4. 別途工事等との取合調整	○	○	○		実施工程表 着工前及び変更時
	月間工程 週間工程	1. 進捗状況 ・計画労働日数と実労働日数 ・計画労働人員と実労働人員 2. 進捗状況と実施工程表との調整 3. 関係工種との調整	○	○	○		月間工程表 週間工程表 着手前 (月末及び週末)
	施工計画	1. 施工計画書作成時期の調整及び確認 2. 特記仕様書・共通仕様書との整合 3. 使用材料、工法、品質管理について規格・基準に適合しているか。	○	○	○	○	総合施工計画書 工程表 施工図 着手前及び変更時
	施工管理	1. 工種、工程毎の施工完了確認 2. 施工技術者の確認 3. 試験成績書等の確認 4. 施工体制台帳・施工体系図の確認	○	○	○	○	施工記録書 試験成績書 施工前及び施工後 (監理技術者証・主任技術者)
	発生材の処理	1. 関係法令の遵守 2. 取り壊し等に伴う発生材の処理状況 ・処分地の確認(特記) 3. 引き渡しを要する発生材の状況	○	○	○		施工計画書 処理・処分報告書 マニフェスト 着工前及び施工後 再生資源利用計画書(実施書)
	後片付け	1. 施工箇所の後片付け、清掃の状況 2. 現場内、現場周辺の状況			○	○	完了時
	火災保険等	1. 保険契約の状況		○			保険契約書の写し (保険契約締結後)
2章 仮設工事	一般事項	1. 敷地の状況確認 2. 縄張り等による位置確認			○	○	施工計画書 施工図・着手時
	ベンチマーク	1. 設計図との対比 2. 基準点のチェック及びBMの位置確認	○	○	○	○	仮設図 着手時
	遣り方	1. 設計図との対比 2. 遣り方位置及び高さの確認	○	○	○	○	仮設図 着手時
	足場その他	1. 関係法令の遵守 2. 作業責任者の確認 3. 栈橋、揚重機等の位置確認	○	○	○		施工計画書 仮設図 着手前及び随時
	仮設建物等	1. 特記仕様書、設計図との対比 2. 資材置場等の確認 3. 塗料等引火性材料の貯蔵所の確認	○	○	○		施工計画書 仮設図 着手前及び随時

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
3章 土 工 事	一般事項	1. 関係法令の遵守 2. 根切り、掘削の規模 ・工法の選択 3. 法面の保護 ・土留め処理方法 4. 釜場排水等排水計画及び流末の状況 5. 建設発生土処理計画 ・建設発生土受け入れ地の確認 ・搬出車輛の土砂洗浄等の処理	○	○			施工計画書 着手前
	根切り及び埋戻し	1. 設計図との対比 ・根切り幅及び深さ ・基準点からの深さ 2. 土質の確認 3. 法面、土留めの状況 ・建築基準法 ・労働安全衛生規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 4. 地中埋設物の有無、処理 5. 床付けの確認 ・地盤をかく乱していないか 6. 埋戻し土質の確認 7. 埋戻しの状況 ・埋戻し各層の確認 ・締め固め転圧の状況				○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後 施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
4章 地 業 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料の確認 3. 施工機械の選定 ・騒音、振動等周辺への影響 4. 作業地盤面の安全確保 ・施工機械の転倒防止等	○	○			施工計画書 着手前
	杭地業	1. 品質・規格の確認 2. 工法の確認 ・施工順序 3. 支持層の確認 ・地質柱状図等との対比 ・支持力確認 4. 継手部（溶接）の適否 5. 基準高さの確認 ・打止め高さ 6. 芯ずれ、傾斜の確認 ・偏心、偏打 7. 杭頭処理の確認 8. 場所打ち杭 ・監理技術者の確認 ・設計、仕様との対比 ・ケーシング、トレミー管位置等確認 9. 安定液、根固め液 ・サンプル、強度等の確認 ・排泥処理		○		○	施工計画書 施工報告書 規格証明書 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
	割り石及び砂・砂利地業	1. 設計図との対比 2. 品質及び形状 3. 敷並べ、敷き込みの状態 4. 目つぶし砂利充填の状態 5. 締め固め機器及び締め固めの状態 6. 仕上げ厚、形状の確認	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	均しコンクリート地業	1. 設計図との対比 2. 配合及び強度の確認 3. 仕上げ厚の確認	○	○		○	施工計画書 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
5章 鉄 筋 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・施工図等により不都合箇所はないか 2. 使用材料の確認 ・材料試験 ・規格証明書の確認 3. 保管、貯蔵の方法 4. 圧接工等の確認	○	○			施工計画書 施工図 仮設図 規格証明書等 着手前

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	加工及び組立	1. 設計図書に基づき正しく加工されているか ・かぶり厚が考慮されているか ・寸法、形状は適切か 2. 継手位置、定着の長さは適切か 3. 鉄筋のかぶり厚及び鉄筋相互のあきは確保されているか ・設備配管、スイッチ等 ・貫通孔部分 4. 圧接確認 ・圧接位置は適切か ・圧接の状況確認 ・圧接試験結果確認 5. 配筋状況確認 ・部位別の状況 6. 補強筋の状況 ・補強の目的と現場状況は適切か	○	○			施工計画書 施工図 施工中及び施工後
6章 コンクリート 工 事	一般事項	1. 設計図、仕様の確認 ・種別、基準強度 ・混和剤 ・塩分含有、アルカリ骨材反応等 2. 製造所の確認 ・品質管理の状態 ・運搬距離、時間及び運搬能力 3. 計画調合 ・基準強度 ・打込み時期と温度補正	○	○			施工計画書 計画調合書 着手前及び打設前
	運搬及び打込み	1. 打込み前の清掃、散水は行ったか 2. 打込み工法、区画及び作業順序、動線の確認 ・片押し打ちはないか ・打込み中断を検討されているか ・配筋の乱れ、型枠の変形はないか ・配員、器具等は適切か 3. 生コン車は計画通り配車されているか ・生コン車の積載量は ・運搬及び打込み時間は基準以内か 4. 品質管理は適切か ・スランプ、塩化物量等 ・強度の確認 5. 打継ぎ面は適切に処理されているか 6. 打込み後の仕上げ、養生は適切か 7. コンクリートじゃんか等の補修の必要有無及び工法	○	○	○		コンクリート打設計画書 着手前、施工中及び施工後
	型 枠	1. 使用材料、仕様は適切か 2. 型枠、支柱の安全確認 3. 打放し仕上げの種別及びコーン使用箇所の確認 4. 増し打ち部の確認 5. 打ち継ぎ部及び空気穴等 コンクリート充填措置の確認 6. 型枠、支柱の存置期間の確認 ・平均気温、強度 7. スリーブ材料の確認 8. スリーブの固定方法の確認 ・型枠留付け状況 ・鉄筋かぶり確保の状況	○	○		○	施工計画書 施工図 ・コンクリート寸法図 ・型枠組立図 着手前、施工中及び施工後
7章 鉄 骨 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・施工図、工作図等により不都合箇所はないか 2. 使用材料の確認 ・材料試験 ・規格証明書の確認 3. 鉄骨加工業者の資格確認 4. 溶接、検査技術者の資格確認 5. 揚重機、仮設備の確認	○	○			施工計画書 ・工場製作 ・現場施工 施工図 ・工作図 規格証明書 仮設図 着手前

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	工場製作	1. 製作関連設備 2. 現寸図、形板及び定規の確認 3. 材料加工方法及び開先状況の確認 ・母材の油、スラグ等の除去 4. 組立て及び接合 ・溶接工法の確認 ・組立て精度の確認 5. 摩擦接合面の処理は適切か 6. 非破壊検査等 ・超音波探傷試験 ・浸透探傷試験 7. 塗装の材料、工法及び施工箇所の確認 ・仕様どおり実施されているか	○	○	○	○	施工計画書 工作図 着手前、施工中及び施工後
	現場施工	1. 建て方計画 2. アンカーボルトの保持及び埋込み工法確認 3. 柱底均しの確認 4. 接合方法の確認 ・現場接合 ・ボルト接合 ・締付けの確認 5. 建て方精度の確認 ・矯正の有無 6. 非破壊検査等の確認 7. 塗装の材料、工法及び施工箇所の確認 8. 耐火被覆等	○	○	○	○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
8章 コンクリート ブロック ALCパネル 押出成形 セメント板 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・仕様確認 2. 使用材料の確認 3. 配管等設備取合確認 4. 工法の確認	○	○			施工計画書 施工図 規格証明書 着手前
	コンクリート ブロック	1. 種別及び厚さ確認 2. コンクリート調合確認 3. 鉄筋材料試験成績書の確認 4. ブロック割付確認 5. 配筋、補強筋の確認 6. 積み工法、仕上げ確認 7. 配管納まり等取合確認			○	○	施工計画書 施工図 規格証明書 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
	ALCパネル 押出成形 セメント板	1. 製造所及び施工業者の確認 2. 種別、厚さ及び強度確認 3. パネル割付確認 ・開口部及び開口補強 4. 取付詳細及び工法確認 ・取付金物等 5. 設備取付工法等の確認 6. 仕上げ、シーリング等の確認 7. 搬入、取付、養生方法等の確認	○	○		○	施工計画書 施工図 ・工作図 着手前、施工中及び施工後
9章 防 水 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料及び防水種別、工法の確認 3. 施工業者及び施工範囲の確認 4. 防水層貫通箇所及び設備取合確認 5. 水張り試験等検査方法の確認	○	○		○	施工計画書 施工図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
	アスファルト 防 水	1. 材料試験及び材料保管状況の確認 2. 溶融がま設置位置及び揚重機等仮設物の状況 確認 3. 下地面の確認 ・下地の仕上げ状況 ・下地の乾燥状況 ・入隅、出隅及び立上りの状況 4. 防水層種別、工程の確認 5. 保護層、伸縮目地の仕様及び施工状況確認	○	○		○	施工計画書 施工図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
	合成高分子ルーフィングシート防水	1. 材料試験及び材料保管状況の確認 2. 下地面の確認 ・ 下地の仕上げ状況 ・ 下地の乾燥状況 ・ 入隅、出隅及び立上りの状況 3. 材種、工程の確認 ・ ルーフィング、接着剤 ・ 重ね寸法 ・ 仮敷き 4. 押え金物及び貫通部等のシールの状況	○	○	○	○	施工計画書 施工図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
	塗膜防水	1. 材料試験及び材料保管状況の確認 2. 下地面の確認 ・ 下地の仕上げ状況 ・ 下地の乾燥状況 ・ 入隅、出隅及び立上りの状況 3. 材種、工程の確認 ・ 塗重ね、塗継ぎ時間 ・ 補強材の張付け状況 ・ 膜厚の状況（仕上げ塗前）	○	○	○	○	施工計画書 施工図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
	シーリング	1. 施工箇所ごとの材料確認 ・ シーリングの分類 ・ 材料の種類、色 ・ 施工時期、区分 ・ バックアップ材の材質 2. 施工箇所の状況確認 ・ 清掃、乾燥の状況 ・ マスキングテープ等養生の状況 3. 施工状況 ・ バックアップ材の状況 ・ 練混ぜ及び可使時間 ・ 練混ぜロットごとのサンプリング採取 ・ 充てん、仕上りの状況 ・ 簡易接着性試験又は試験成績書	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・ 納まり図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
10章 石 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 製作所の確認 3. 石材の種類、仕上げ ・ 目地の通り、目地の仕上げ 4. 養生の方法	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・ 取付詳細図 ・ 割付図 着手前
	石 張 り	1. 工法の確認 2. 取付け金物等の材料確認 3. 配筋の状況 4. モルタル充填の状況 ・ 仮固定の方法 5. 欠け、傷の有無確認 ・ 補修の方法又は取替えの処置	○	○	○	○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
11章 タ イ ル 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料の確認 ・ タイルの種類、寸法 ・ タイルの規格、試験 ・ 製造所、色調の確認 3. 張付け工法等の確認 4. 設備等との取合確認 5. 製品及び接着力の検査 6. 養生方法 ・ 夏期、冬期の養生	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・ 割付け図 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
	タイル張り	1. タイル種別、使用箇所ごとの工法確認 2. 張付けモルタル ・ 砂の最大粒径の確認 ・ 工法、施工箇所ごとのモルタル調合確認 3. 引き金物の確認 4. 下地の状況 ・ 乾燥状態 5. 目地割り及び伸縮目地の確認 ・ 伸縮目地位置 ・ 目地詰め、仕上げ状況 ・ シーリングの状況 6. 接着力試験 ・ 打診試験、接着力試験	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・ 割付け図 着手前、施工中及び施工後 施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
	型枠先付け	1. タイル種別、工法確認 2. 型枠緊張方法及び割付けの確認 3. タイルユニットの取付け ・役物取付け 4. コンクリート打込み ・振動機等の取扱い確認 5. 目地及びシーリング確認 6. 型枠取外し後の確認 ・欠落、接着不良箇所等 ・仮付け、穴あきタイル等の処理	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 ・割付け図 着手前、施工中及び施工後
1 2 章 木 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料の規格、等級の確認 ・木材の含水率 ・代用樹種 3. 防腐防虫処理の仕様、施工箇所の確認 4. 養生の方法	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 規格、検査証明書 着手前、施工中及び施工後
	加工、組立て	1. 断面寸法、仕上げの確認 ・ひき立て寸法、仕上り寸法 2. 継手、仕口の確認 3. 釘、金物及び接着剤等 4. 部位、工種別工法の確認 ・組立て、取付け、釘打ち等の間隔	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 ・加工図 着手前、施工中及び施工後
1 3 章 屋根及び樋 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料の確認 ・規格、品質 3. 専門業者等の工法、仕様確認 4. 仮設備の確認	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 規格証明書 着手前及び施工中
	長尺金属板葺 折 板 葺	1. 塗膜、積層板の種別、認定の確認 2. 納まり、取合い状況 3. 釘、金物、付属品の確認 ・留付け釘の間隔等 ・留付けの確認	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	ス レ ー ト 波 板 葺	1. 納まり、取合い状況 2. 役物、留付け金物等の確認 3. 作業時の粉じん対策	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	とい工事	1. 形式、材種の確認 2. 受け金物、取付け金物の確認 3. 継手の状況 4. 貫通部の処理状況 5. 防露等の状況 6. 通水確認	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
1 4 章 金 属 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 使用材料の確認 ・材種及び表面処理等の確認 3. 取付け工法等の確認 ・受け材等の取付け工法 ・接合の方法等 4. 異種金属による接触防止の処置 5. 加工材等の養生	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 ・加工、納まり図 着手前及び施工後
	軽鉄下地	1. 下地材の割付確認 ・吊りボルト、インサート ・スタッド、ランナー 2. 野縁、スタッドの間隔 ・下張りのある場合 ・直張りの場合 3. 振れ止め、補強の確認 4. 開口補強の確認 5. 設備材との共用箇所はないか 6. 溶接箇所の防錆処理の確認	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	施工計画書 施工図 規格証明書等 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	手摺及び タラップ	1. 躯体との取合、取付け確認 ・アンカー打込み確認 2. 伸縮継手及び取合、取付け確認 ・手摺、手摺子 ・タラップ、足金物 3. 仕上り高さ、ピッチの確認 4. 仕上りの状況	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・製作図 着手前、施工中及び施工後
	金属成形板	1. 割付確認 2. 納まりの状況確認 3. 切断、板継ぎ部分の防腐処理 ・シーリングの処置等 4. 長尺ものの伸縮継手	○	○	○	○	施工計画書 着手前、施工中及び施工後
	アルミニウム 製 笠 木	1. 割付及び役物使用箇所の確認 2. 納まりの状況確認 3. アンカー、固定金具等の取付け間隔の確認	○	○	○	○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
15章 左 官 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・仕上げ材、工法の確認 2. 使用材料の確認 ・砂、混和材 3. 保管、貯蔵の方法 4. 品質管理の状態 ・調合 ・低温時の施工 5. 下地の状況 ・コンクリート面のじゃんか、目違いの処理 ・型枠緊張材の処理 ・塗厚が大となる場合の収縮防止の処理 ・雨水等浸透防止の処理 6. 養生方法	○	○	○	○	施工計画書 施工図 ・各部納まり図 着手前、施工中及び施工後
	モルタル塗	1. 練混ぜ場所及び練混ぜ方法 2. 下地処理及び仕上げの確認 ・施工箇所別 3. 施工工程の確認 ・次工程までの放置期間 4. ひび割れ防止の処置 ・メタルラス張り等 5. 目地割付の確認 6. 浮きの打診確認及び補修方法	○	○	○	○	施工計画書 仮設図 着手前、施工中及び施工後
	プラスター塗	1. 練混ぜ場所及び練混ぜ方法 2. 下地処理の確認 3. 工程の確認及び通風等の措置 4. ひび割れ防止の処置 5. 浮きの打診確認及び補修方法	○	○	○	○	施工計画書 仮設図 着手前、施工中及び施工後
	床 コンクリート 直均し仕上げ	1. 仕上げ方法の確認 2. 養生方法の確認 3. 仕上りの状況	○	○	○	○	施工計画書 着手前、施工中及び施工後
	セルフレベル ング材 塗り	1. 製造所の確認 2. 塗り厚の確認 3. 下地処理仕上げの状況	○	○	○	○	施工計画書 着手前、施工中及び施工後
	仕上塗材	1. 仕上材種別の確認 ・基材同等認定等 2. 下地処理の確認 3. 工程及び塗布量の確認 ・模様、色の工程ごとの見本塗板 ・防火材料認定等の確認	○	○	○	○	施工計画書 認定書写し等 着手前、施工中及び施工後
	ロックウール 吹き付け	1. 下地処理の確認 2. 吹付け工法及び配合の確認 ・乾式及び湿式 ・工場配合、現場配合 3. 作業時の粉じん対策 4. 吹付け厚さ、かさ比重の確認 5. 防火材料認定等の確認	○	○	○	○	施工計画書 認定書写し等 (認定表示マーク) 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類 監督頻度
16章 建 具 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 2. 製作所の確認 3. 建具の構造及び性能の確認 ・性能試験 ・付属金物等 4. 各部取合、納まりの状況確認 5. 製品の検査 ・検査の基準 ・社内検査報告書 6. 養生及び保管 ・仮置き方法及び場所 ・製品及び取付け後の養生	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 検査報告書 着手前、施工中及び施工後
	アルミニウム 製 建 具	1. 製作所の管理組織 2. 類別、見込み寸法、付属金物等の確認 ・見本又はカタログ等 ・表面処理 3. 取付け工法 ・留付け溶接及び処理 ・取付け精度 ・モルタル充填状況 4. 取付け調整の確認	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 ・製作図 検査報告書 ○ 着手前、施工中及び施工後
	鋼製建具	1. 製作所の管理組織 2. 鋼板厚、垂鉛付着量の確認 3. 見込み寸法、付属金物等の確認 ・見本又はカタログ等 4. 取付け工法 ・溶接部、損傷部の処理確認 ・取付け精度 ・モルタル充填状況 5. 仕上げ塗装等の確認（膜厚） 6. 取付け調整の確認 ・防火戸の装置、機器及び作動の確認	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 検査報告書 着手前、施工中及び施工後
	ステンレス 製 建 具	1. 製作所の管理組織 2. 加工、形状の確認 3. 見込み寸法、付属金物等の確認 ・見本又はカタログ等 4. 裏板、補強板等の確認 ・異種金属による接触防止の処理 （プライマーの塗布） 5. 取付け工法 ・溶接部、損傷部の処理確認 ・取付け精度 ・モルタル充填状況 6. 取付け調整の確認	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 検査報告書 ○ 着手前、施工中及び施工後
	自動ドア 開 閉 装 置	1. 製作所の管理組織 ・関連工事区分の確認 2. 駆動、開閉及び検出方法の確認 ・安全用スイッチ併用 3. 開閉性能及び耐久性の確認 ・開閉力、トルク等 ・絶縁抵抗、耐電圧等 4. 取付け工法 ・作動支障のないことを確認 ・マットスイッチ敷込み部の排水管設置確認 ・身体障害者の利用措置 5. 取付け調整の確認 ・総合動作の確認	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 検査報告書 試験成績書 ○ 着手前、施工中及び施工後
	木製建具	1. 製作所の管理組織 2. 材料の樹種、品質の確認 ・木材の含水率 3. 見込み、見付け寸法及び金物等の確認 ・見本又はカタログ等 4. 工法、組立ての確認 ・中棧(骨)、芯材及び留付け等 ・取付け精度 5. 仕上り状況、塗装等の確認 6. 取付け調整の確認 ・召合せ、重ねがまちの状況	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 ・製作図 検査報告書 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
	ガ ラ ス	1. 種別、板厚の確認 2. ガラス留付け材の確認 ・パテ、シーリング、ガスケット等の使用箇所の確認 ・防火戸のガラス留付け材の防火性能認定確認	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
	シャッター	1. 製作所の管理組織 2. 形式及び機構の確認 ・防火、防煙及び感知器との連動 ・安全装置の機構確認 3. 鋼板厚、亜鉛付着量の確認 4. 取付け工法 ・溶接部、損傷部の処理確認 ・取付け精度 ・スラットとガイドレールのかみ合わせ確認 5. 仕上げ塗装等の確認 6. 取付け調整の確認 ・装置、機器及び作動の確認	○	○		○	施工計画書 製作要領書 施工図 検査報告書 着手前、施工中及び施工後
17章 塗 装 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・塗装箇所及び下地材による塗装種別等 2. 仕様、色の確認 ・色見本 ・塗重ね工程見本 ・はけ、吹付け等の工法 3. 工場及び現場塗装の区分の確認 ・搬入時の損傷等の補修 4. 塗重ね工程、放置時間の確認 5. 保管、貯蔵方法及び場所の確認 ・特にシンナー類 6. 養生方法 ・施工中及び施工後 ・火気に対する注意	○	○		○	施工計画書 調査報告書 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
	素地ごしらえ	1. 素地別の工程、種別確認 ・素地面の汚れ及び付着物の除去 ・パテ、薬液、研磨処理 2. 亜鉛めっき面のプライマー処理の確認		○		○	施工計画書 着手前及び施工後
	塗 装	1. 錆止めの仕様確認 ・錆止め塗料の種別 ・塗重ね、研磨の工程 2. 塗装仕様、種別の確認 3. 防火材料の指定の確認 ・認定表示等の確認 4. 塗装厚、付着量の確認 5. 仕上げ色及び仕上げの状況確認 ・色違い、色むら等 ・はけむら、しわ、たれ	○	○		○	施工計画書 規格、認定書写し等 着手前、施工中及び施工後
18章 内 装 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・使用材料及び使用箇所の確認 ・壁、天井材の防火認定の確認 2. 製造所及び施工業者の確認 3. 材質、色調の確認 ・規格、性能の確認 ・見本品 4. 工法の確認 ・下地の処理工法 ・割付、継ぎ目等 ・張付け工法、接着剤等 5. 他部材との取合及び納まり 6. 養生及び保管 ・仮置き方法及び場所 ・施工中及び施工後の養生	○	○		○	施工計画書 規格、認定書写し等 施工図 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
	ビニルシート ・タイル張り	1. 施工箇所と接着剤の確認 2. 下地の状況及び下地乾燥状況 3. 施工の状況確認 ・シートの仮敷き ・継手溶接等の状況 ・接着の状況 ・取合、納まりの状況	○	○		○ ○ ○	施工計画書 規格、認定書写し等 施工図 ・納まり図 着手前、施工中及び施工後
	塗 り 床	1. 材料試験及び保管状況の確認 ・試験成績書 ・配合及び可使用時間 2. 下地の状況及び下地乾燥状態 3. 施工の状況確認 ・工程、塗重ねの状況 ・取合、納まりの状況 ・塗膜厚、使用量の確認 4. 仕上り状態の確認 ・気泡、むら、たれ等 ・色合い、つや等	○	○		○ ○ ○	施工計画書 規格証明書 試験報告書 施工図 ・納まり図 着手前、施工中及び施工後
	ボード及び 合板張り	1. 材種、樹種、材厚の確認（グリーン購入法） 2. 張付け工法、留付け間隔等の確認 ・釘、ねじ ・接着剤 3. 施工の状況確認 ・目地割り（通り）、目地処理 ・見え掛かり釘等の処理 ・取合、納まりの状況 ・下張りのある場合その状況	○	○		○ ○ ○	施工計画書 規格、認定書写し等 施工図 ・納まり図 着手前、施工中及び施工後
	フローリング 張 り	1. 材種、樹種、材厚の確認 2. 張付け工法、留付け工法の確認 ・釘、足金物等 ・接着剤 3. 施工の状況確認 ・割付、目違い等の状況 ・板の伸縮、取合等納まりの状況 ・下張りのある場合その状況 ・素地ごしらえ、塗装等仕上りの状況	○	○		○ ○ ○	施工計画書 規格証明書 施工図 ・納まり図 着手前、施工中及び施工後
	壁紙張り	1. 材種、接着剤の確認 2. 下地処理、素地ごしらえの確認 3. 施工の状況確認 ・取合、納まりの状況 ・継ぎ目、模様合わせの状況 ・たるみ、接着の状況	○	○		○ ○ ○	施工計画書 規格、認定書写し等 施工図 ・納まり図 着手前、施工中及び施工後
	畳 敷 き	1. 畳床、表、へりの種別、材質の確認 ・見本品 ・防虫処理 2. 規格表示の確認 3. 敷込みの状況 ・段違い、すき間、不陸		○		○ ○ ○	施工計画書 着手前及び施工後
	カーペット 敷 き	1. 材種、材質、パイル長さ等の確認 ・検査成績書 ・防災性能（消防法）の認定表示 ・見本品による風合い、色合い 2. 下地の状況 3. 施工の状況確認 ・グリッパー、接着剤等 ・下敷き材敷込みの状況 ・基準階及び張り仕舞の状況 ・接合及び仕上りの状況		○		○ ○ ○	施工計画書 検査成績書 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
19章 舗 装 工 事	一般事項	本項は構内舗装を対象としており、道路舗装等については土木請負工事必携・仕様書等による。 1. 設計図との対比 ・範囲及び障害物等 ・計画高さ、取付け道路及び排水計画 ・配水管等埋設工事等との取合 2. 施工業者、アスファルトプラントの確認 3. 舗装の構造及び工法確認 4. 再生材使用の適否 5. 路床改良の有無及び締め固めの方法 6. 養生方法 ・寒冷期等 7. 検査方法 ・材料試験 ・コア採取	○	○		○	施工計画書 配合報告書 試験成績書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	路床、路盤	1. 路床、路盤材の確認 2. 路床面の状況確認 ・切土面 ・盛土面の締め固め転圧の状況 3. 路床面の支持力(CBR)の確認 ・締め固めの検査 4. 路盤改良の場合その状況 ・配合及び強度確認				○ ○ ○ ○	施工計画書 試験成績書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	舗 装	1. 舗装材料の確認 ・品質規格証明書 ・試験成績書 2. 施工の状況確認 ・寒冷期の舗設 ・プライム、タックコートの散布状況 ・敷均し、転圧の状況 3. 溶接金網の打込み状況及び収縮目地の状況	○	○	○	○	施工計画書 配合試験報告書 品質、規格証明書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	街きよ縁石 及び側溝	1. 材料の確認 ・規格証明書 ・計画調合書 2. 地業の敷均し、転圧の状況 3. 据付けの状況 ・水勾配				○ ○ ○	施工計画書 規格証明書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	20章 排 水 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・排水計画及び流末の状況 ・既設配水管、関連工事との取合 ・排水勾配、マンホールの位置等 2. 使用材料の確認 ・規格証明書 ・計画配合書 3. 養生方法 ・寒冷期等 4. 検査方法 ・通水試験等	○	○	○	○
	工 法	1. 掘削及び発生土処理方法 ・掘削面の状況 ・埋戻し転圧の状況 ・掘削面の災害防止方法 2. 土かぶり厚が少ない場合の保護方法 3. 管継手位置の状況 ・掘削、敷込み転圧の状況 ・継手工法及び施工状況 4. 現場打ち排水ます等の施工状況 ・地業、配筋、コンクリートの施工状況				○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 ・排水縦断図 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類 監督頻度
21章 植栽工事	一般事項	1. 設計図との対比 ・樹種、樹高、葉張り ・枯損樹木等の植替え 2. 施工業者、生産地の確認 3. 植付け時期、配植等の確認 4. 移植がある場合、時期、工法の確認 5. 管理、養生の方法	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
	植栽基盤	1. 植栽基盤整備の必要性 2. 有効土層の範囲確認 3. 植栽基盤整備の工法の確認 4. 土壌改良材の使用	○	○		○	施工計画書 着手前、施工中及び施工後
	植 栽	1. 添木、支柱、保護材の確認 2. 根巻き及び植込み用土の確認 3. 植込み状況の確認 ・植え穴、埋込み状況 ・水ばち等 4. 肥料の種類と施肥方法の確認 5. むだ枝のせん除及び切透かし等の手入れ状況	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	芝張り等	1. 品質及び雑草、病虫害の有無確認 2. 植付け土質、目土の確認 3. 種子吹付け ・発芽標準有効率 ・吹付けの状況 4. 植(吹)付け後の散水、施肥の状況 5. 植残り等の場合の管理方法		○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
22章 カーテン ウォール工事	一般事項	1. 設計図との対比 ・仕様確認 2. 使用材料の確認 3. 工法の確認	○	○			施工計画書 施工図 規格証明書 着手前
	カーテン ウォール	1. 構造方式等設計図の確認 2. 製作工場、施工業者の確認 3. 仕様、性能及び強度等の確認 4. 取付詳細及び工法確認 ・取付金物、溶接 5. 仕上げ、シーリング等の確認 6. 搬入、取付、養生方法等の確認	○	○		○	施工計画書 ・工場製作計画書 ・現場施工計画書 施工図 ・製作図 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
23章 ユニット及び その他工事	一般事項	1. 設計図との対比 ・品質、形状等 ・使用箇所 2. 使用材料の確認 ・規格証明書 ・防災性能等の認定表示 3. 養生方法	○	○			施工計画書 規格、認定書写し等 施工図 ・納まり図等 着手前
	ユニット工事	1. 材種、形状、寸法等の確認 ・本体 ・取付け金物等 2. 取付け面(部)の状況確認 ・下地の仕上げ状況 ・取合部の状況 3. 取付けの状況 ・埋込み、取付け等の状況 ・接着剤の材種及び施工の状況		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	プレキャスト コンクリート	1. 製造所及び施工業者の確認 2. 形状、寸法の確認 3. 取付け詳細及び工法確認 ・取付け金物等	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	間知石及び 境界石標等	1. 材種、形状、寸法の確認 2. 基礎、裏込めコンクリートの確認 ・コンクリート計画配合書 ・基礎、裏込めの形状、寸法及び施工の状況 3. 積み、建込み工法の確認 4. 水抜き管、目地の施工状況の確認 ・水抜き管の配置及び土砂流出防止の処置		○		○	施工計画書 規格証明書 施工図 着手前、施工中及び施工後

2. 電気設備工事

監督指針別表

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
1 編 一般共通事項 1 章 一般事項	一般事項	1. 契約条件 2. 総合的な方針、運営体制 3. 環境条件 ・現場周辺の状況 ・現場周辺地域の生活環境の保全等	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び変更時
	安全管理	1. 関係法令の遵守 2. 各種標識、保安施設等の設置と保全 3. 労働災害防止対策 4. 安全巡視、危険物等の保管	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時 (建設業許可・労働保険関係・ 建退共制度関係)
	交通安全管理	1. 安全施設の設置と保全 2. 工事中進入路、工事車輛の運行状況 3. 工事車輛の過積載防止	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時
	対外関係	1. 関係官公署その他への諸手続き ・通産局、消防署、電力会社、NTT等 2. 地域及び周辺住民に対する周知等 ・電波障害等	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○	報告書 諸手続き写し 随時 (コリンズ登録)
	電気技術者	1. 電気保安技術者の選任の有無及び資格確認 2. 電気工事士の資格確認	○ ○	○ ○	○	○	選任届及び経歴書 従事者届 着手前
	実施工程	1. 地域気象条件（降雨日数等）の調査 2. 製作工程及び搬入計画 3. 関連工事との調整 4. 別途工事等との取合調整	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	実施工程表 ・休日の確保 着手前及び変更時
	月間工程 週間工程	1. 進捗状況 2. 進捗状況と実施工程表との調整 3. 関連工種との調整	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○	月間工程表 週間工程表 (月末及び週末)
	施工計画	1. 施工計画書作成時期の調整及び確認 2. 特記仕様書・共通仕様書との整合 3. 仕様材料、工法、品質管理について規格・基準との適合 4. 製作要領、社内基準、試験・検査報告等の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	施工計画作成工程表 施工図 着手前及び変更時
	施工管理	1. 工種、工程毎の施工完了確認 2. 施工技術者の確認 3. 試験成績書等の確認 4. 施工体制台帳・施工体系図の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	施工記録書 試験成績書 施工前及び施工後 (監理技術者証・主任技術者)
	予 備 品	1. 工種、機器毎の予備品の確認	○	○	○	○	予備品リスト表 完了時
	発生材の処理	1. 関係法令の遵守 2. 引き渡しを要する発生材の状況 3. 取り壊し等に伴う発生材の処理状況 ・処分業者の確認 ・処分地の確認	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○	施工計画書 処理・処分報告書 マニフェスト 着手前及び施工後
	後片付け	1. 施工箇所の後片付け、清掃の状況 2. 現場内、現場周辺の状況	○ ○	○ ○	○	○	完了時
	火災保険等	1. 保険契約の状況	○	○	○	○	保険契約書の写し 保険契約締結後
2 章 共通工事	仮設工事	1. 設計図との対比 2. 敷地の状況確認 3. 基準点のチェック及びBMの位置確認 ・施設、外溝の位置及び敷地、道路の仕上げ高 4. 資材置場等の確認 ・塗料等引火性材料の貯蔵所の確認 5. ローリングタワー等の安全確認	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○	○	施工計画書 仮設図 施工図 着手前及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類 監督頻度
	土 工 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地中埋設物の有無確認 ・事前調査及び関係者への通知 ・施工中の保護及び損傷した場合の処置 2. 根切り及び埋戻し ・基準点からの深さ ・土質の確認、埋戻し土への流用 ・埋戻し、転圧の状況確認 ・良質土又は砂質土 ・埋戻し層厚、締め固め転圧の状況 ・埋設表示の設置確認 		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	地業工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 砂利地業 ・締め固めの状況 ・敷き厚の確認 2. 均しコンクリート地業 ・設計基準強度 ・均しコンクリート厚 		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	コンクリート工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造所及び設計基準強度の確認 2. 鉄筋等の規格確認 3. 配筋の状況確認 4. 型枠取外し後のじゃんか等補修の必要有無及び処置確認 5. インサートの材質、寸法の確認 		○	○	○	施工計画書 計画調合書 規格証明書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	左官工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下地の状況 ・型枠緊張材の処理 ・雨水等浸透防止の処理 2. 仕上げの確認 ・浮き、むら 		○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
	溶接工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 溶接技術者の資格確認 2. 溶接部の清掃 ・油、スラグ等の除去 3. 溶接箇所の損傷及び防錆処理の確認 		○	○	○	施工計画書 着手前及び施工後
	塗装工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塗装箇所の確認 2. 素地ごしらの確認 ・汚れ、付着物等の除去及び錆落とし ・亜鉛めっき面のプライマー処理 3. 塗装材料、仕様の確認 4. 仕上がりの状況 ・損傷部の補修 5. 亜鉛めっき面の付着量確認 		○	○	○	施工計画書 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
	スリーブ工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. スリーブ及び箱入れの状況 ・材質、寸法の確認 		○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工中
2編 電力設備工事 1章 機 材	電 線 類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 種別、規格の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品 		○		○	搬入報告書 規格証明書 搬入時
	電線保護物類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 種別、規格の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ 2. プルボックス、ダクト等の形式及び材質の確認 ・材厚、下地処理の確認 ・防雨処理の状況 ・加工及びふたの取付け状況 ・電線支持金物の間隔及び取付け状況 ・接地端子の確認 3. ケーブラックの形状及び材質の確認 ・ラックの形状、構造及びボルト等の確認 ・積載荷重等の計算確認 ・ラックの親げたと子げた、底板の接合の状況 ・ラックの子げたの間隔 ・接地端子の確認 4. 防火区画等の貫通材の確認 ・建築基準法の適合又は性能評定の確認 		○	○	○	製作要領書 規格証明書 搬入報告書 製作図 試験成績書 搬入時

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	配線器具	1. 種別、規格の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ		○		○	搬入報告書 規格証明書 搬入時
	照明器具 防災用 照明器具	1. 設計図との対比 ・形式、形状の確認 ・法に適合確認又は性能評定及び認定証票の確認 2. 器具構造の確認（安定器、照明制御装置等） 3. 塗装仕様の確認 4. 照明用ボールの強度確認 5. 器具標準試験の確認 ・絶縁抵抗、耐電圧、防水等の試験		○		○ ○	製作要領書 試験報告書 搬入報告書 製作図 搬入時
	分電盤 耐熱形分電盤 O A 盤 実験盤 開閉器箱	1. 設計図との対比 ・形状、形式の確認 ・規格表示 ・消防法適合又は認定証の確認 2. 下地処理及び塗装の確認 3. 盤の構造及び仕上りの状況 ・材厚 ・加工、溶接の状況 4. 接地端子の確認 5. 導電接続部の状況 ・銅帯、ターミナルラグの接続の状況 ・電線を接続する端子部の状況 6. 機器の動作試験 ・工場又は現地試験 7. 絶縁抵抗、耐電圧 8. 図面ホルダ、銘板、名称板の確認		○		○ ○ ○ ○ ○ ○	製作要領書 試験成績書 搬入報告書 製作図 搬入時
	制御盤 消防防災用 制御盤	1. 設計図との対比 ・形式、形状の確認 ・規格表示の確認 ・消防法の適合又は認定証票の確認 2. 下地処理及び塗装の確認 3. 盤の構造及び仕上りの状況 ・材厚 ・加工、接続の状況 4. 接地端子の確認 5. 導電接続部の状況 ・接続、締付けの状況 ・配線、配列の状況 6. 制御回路等の配線状況の確認 ・電線の種類、太さ等の確認 ・ヒューズのそう入確認 7. 機器の動作試験 ・工場又は現地試験 8. 絶縁抵抗、耐電圧、シーケンス及び動作特性 9. 図面ホルダ、銘板、名称板の確認		○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	製作要領書 試験成績書 搬入報告書 製作図 搬入時及び施工後
	電熱装置	1. 制御盤の確認 2. 発熱線等の標準試験 3. 温度検出部等の標準試験 4. 温度センサの標準試験		○ ○ ○ ○		○	製作要領書 試験成績書 搬入報告書 製作図 搬入時
	避雷設備	1. 設計図との対比 ・形式、形状の確認 ・規格表示の確認 2. 突針支持管及び避雷導線の確認		○		○	規格証明書 搬入報告書 搬入時及び施工後
	外線材料	1. 種別、規格の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ 2. マンホール、ハンドホールのふたの確認 ・構造、耐荷重の試験成績書 ・指定マークがある場合は、指定マーク 3. ブロックマンホール、ハンドホールの構造、強度及びコンクリート圧縮強度確認		○	○	○	規格証明書 試験成績書 搬入報告書 搬入時及び施工後

工種	項目	留意事項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度	
			査	諾	会	査		
2章 施 工	電線管 び	1. 管相互、管と鉄筋・型枠との間隔確認 2. 水、ガス管等との離隔確認 3. 管接続の状況 4. ボックスと管との接続及びボンディングの状況 5. ネジ切部の防錆処理の状況 6. 防火区画、貫通部の処理、建物外引出し部の防水処理の確認		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 施工中及び施工後	
	ダクトの布設	1. 位置、経路の確認 ・点検スペース等が確保されているか ・関連工事の取合調整がとられているか 2. 支持、固定方法の確認 ・支持ボルト、支持間隔の確認 3. ダクト相互、ボックス、盤等との接続ボンディングの状況確認 4. 終端部、貫通部の処理確認 5. 防火区画、貫通部の処理及び耐震措置の確認 6. 異種金属接触防止の処置		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後	
	ケーブルラックの 布 設	1. 位置、経路、段数の確認 ・点検スペース等が確保されているか ・関連工事の取合調整がとられているか 2. 水、ガス管及び通信用等との離隔確認 3. 支持方法の確認 ・支持ボルト、支持間隔の確認 ・振れ止めの取付け状況確認 4. ラック相互、ボックス、盤等との接続ボンディングの状況確認 5. 終端部、貫通部処理確認 6. 防火区画貫通部処理確認		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後	
	電線の布設	1. 電線及び機器端子との接続 ・接続方法及び接続状態の確認 ・絶縁処理の方法及び処理確認 2. ボックス内の収容心線数の確認 3. ダクト・ボックス内での電線支持、整線、余長等の状況 4. 電線行先等の表示確認 5. 絶縁抵抗測定		○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○	施工計画書 試験成績書 施工図 施工中及び施工後
	ケーブルの布設	1. ケーブルの接続状況 ・接続方法及び接続の状態 ・ケーブル分岐接続の状態 ・種別、太さ等の確認 ・端末処理及び成端処理の確認 ・絶縁処理方法及び処理確認 2. 屈曲半径、張力の状況 3. ボックス内での支持状況 4. ケーブル行先等の表示確認 5. 絶縁抵抗測定		○ ○ ○ ○		○	○ ○ ○ ○	施工計画書 試験成績書 施工図 施工中及び施工後
	マンホール・ ハンドホールの 布 設	1. 掘削深さ、地業の状況確認 2. 型枠、配筋の状態 3. 管路引込み部及び側面接続部仕上げの状態 4. ケーブル支持物、フック等の取付け状況及び接地確認 5. ふたの種別、防錆、用途表示の確認 6. 水抜きの有無の状況確認		○ ○ ○ ○ ○		○	○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	架空配線	1. 建柱及び支線の状況 ・建柱位置及び障害物の有無の確認 ・電柱のサイズ及び荷重強度計算の確認 ・掘削、埋め戻し方法及び根入れ、根かせの深さ・方向確認 ・支線の取付け状態及び支線が「ト」要否の確認 ・腕金、碍子の取付位置及び取付状況の確認 2. 架線の状況 ・架空線の高さ、相互の離隔確認 ・ちょう架用線の種別、ケーブル支持間隔の確認 ・電線接続の状況 ・端末処理の状況 3. 機器取付けの状況 ・開閉器及び変圧器等の取付け状況 ・接地確認		○ ○ ○ ○	○	○	○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後

工種	項目	留意事項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
2章 施 工	据 付 け	1. 設計図との対比 ・設置位置及び配列状態 ・操作、点検スペースの確保の状況 2. 支持、固定の状態 ・水平移動、転倒防止等の耐震処置の状況 ・固定材とベース間及び盤相互間の取付け状況 ・水平調整の確認 3. 防蛇、防鼠処理及び通気、換気の状態 4. 表示等の確認 ・操作注意銘板、注意標識の取付け確認		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	配 線	1. 設計図との対比 ・回線接続図等 2. 母線相互の離隔、配列、色別の状態 3. 配線及び接続の状況 ・盤間、外部配線の接続及び整線の状態 ・銅帯との接続状況 ・端子部の締め付け状況 ・充電部の保護の状況 4. 貫通部の侵入防止、閉塞の状況 5. 動作、性能試験 ・絶縁抵抗、耐電圧等 ・総合動作試験		○		○	施工計画書 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
4編 静 止 形 電 源 設 備 工 事 1章 機 材	一般事項	法に適合確認又は認定証票の確認		○			
	直 流 電 源 装 置 U P S	1. 設計図との対比 2. 器材の確認 ・形式、種別等の確認 ・付属品の確認 ・規格証明書 3. 盤の構造及び仕上りの状況 ・材厚及び補強材 ・加工、溶接の状況 ・下地処理及び塗装（膜厚）の確認 4. 導電部の接続及び離隔の確認 5. 動作、特性試験 ・安全弁作動及び電圧、電流特性 ・減液警報の作動 ・工場又は現地試験 6. 図面ホルダ、名称板等表示の確認		○		○	規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 搬入時及び施工後
2章 施 工	据 付 け	1. 設計図との対比 ・設置位置及び配列状態 ・操作、点検スペースの確保の状況 2. 基礎配筋、ボルトの取付け状況 3. 据付け面の水平調整及び仕上げの確認 4. 支持、固定の状態 5. 防振支持、耐震処置の状態		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	配線及び接続	1. 盤内、外部配線の接続 ・端子部の締め付け状況 2. コンクリート貫通箇所の確認 3. 総合調整 4. 構造、性能及び機能の確認				○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
5編 自 家 発 電 設 備 工 事 1章 機 材	一般事項	1. 設計図との対比 ・構造、形式の確認 ・補機付属装置の形式、種類、要領の確認 2. 共通台板の構造、防振装置の確認 3. 資材、器材の確認 ・規格証明書 ・法の適合確認又は認定証票の確認 ・見本品又はカタログ 4. 鋼材仕様及び仕上り状況 ・材厚及び補強材 ・加工、溶接の状況 ・下地処理及び塗装（膜厚）の確認 5. 保守、点検スペースの確保の状況 ・表示等の確認 ・予備品、付属品の確認		○		○	製作要領書 規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、工場及び搬入時

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類
							監督頻度
	原動機 発電装置	1. 形式、定格、付属品等の確認 2. 性能の確認 3. 始動及び停止方式の確認 4. 材料の確認、材料処理の確認 5. 計測器具の確認		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、工場及び搬入時 施工後
	太陽光 発電装置	1. 形式、定格、付属品等の確認 2. 性能の確認 3. 材料の確認、材料処理の確認 4. 計測器具の確認		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、搬入時及び施工後
	配 電 盤	1. 導電部の配置、接続の状態 ・機器の仕様確認 ・盤内配線の状態 2. 保安装置、動作表示確認 3. 動作、性能試験 ・遮断器等の動作 ・絶縁抵抗、耐電圧等		○ ○ ○		○ ○ ○	試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、搬入時及び施工後
	補機付 属 装置等	1. 機器の冷却、充電、消音等の方式確認 2. 機器毎の鋼板等仕様及び塗装仕様の確認 ・材種、材厚 ・下地処理、塗装の種類 3. 制御、指示計等の表示 ・移報用端子の確認 4. チェンブロック及び走行装置の確認 5. 性能の確認		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、工場及び搬入時 施工後
2章 施 工	据 付 け	1. 設計図との対比 ・設置位置及び配列状態 ・操作、点検スペースの確保の状況 2. 基礎配筋、ボルトの取付け状況 ・埋設配管の布設状況 3. 据付け面の水平調整及び仕上げの確認 4. 支持、固定の状態 5. 防振支持、耐震処置の状態		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	配 管	1. 種類、経路、サイズの確認 2. 配管の接続及び支持間隔の確認 ・原動機及び槽接続の可とう管継手の状態 3. 耐振、防振、伸縮処理の確認 4. 貫通部の処理状況 5. 土中埋設配管の建物引込部の可とう性の確認 6. 排気管、煙突の取付け状況 ・防振処理の確認 7. 圧力試験		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 試験成績書 着手前、施工中及び施工後
	配線及び接続	1. 盤内、外部配線の接続、整線の状況 ・振動部分との接続状況 ・端子部の締め付け状況 ・相、色別の確認 2. 母線相互の配置、隔離の状態 3. 充電部の保護の状態		○ ○ ○		○ ○ ○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
6編 通信・情報 設備工事 1章 機 材	一般事項	1. 設計図との対比 ・種別、設置位置の確認 2. 機器の構造及び性能確認 3. 箱体の構造及び仕上げの確認 ・材厚及び補強材 ・加工、溶接の状況 ・下地処理及び塗装（膜厚）の確認 4. 予備品及び表示の確認		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	製作要領書 規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、搬入時及び施工後
2章 施 工	一般事項	1. 電線及び電線と機器端子との接続の状況 ・接続部の絶縁処理確認 ・光ファイバケーブルの融着接続の状況 2. 盤内配線及び電線の色別確認 3. 強電流電線及び水、ガス管等との隔離確認 4. 貫通部の処理確認 5. 機器の設置及び盤類の取付け状況 6. 機能、性能の確認 ・絶縁抵抗 ・伝送損失測定 ・機能、動作の確認		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	施工計画書 施工図 試験成績書 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
7編 中央監視制御 設備工事 1章 機 材	警 報 盤	1. 設計図との対比 ・形式、形状及び構造の確認 ・信号、表示の種別、回路等の確認 2. 資材、機器類の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ 3. 制御方式の確認 4. 機器、回路表示名称板の確認 5. 電源装置の形式、容量の確認 6. 盤の構造及び仕上げの確認 ・材厚及び補強材 ・加工、溶接の状況 ・下地処理及び塗装（種別・膜厚）の確認 7. 盤表示、予備品等の確認 8. 動作、性能の確認 ・動作確認 ・性能確認		○		○	製作要領書 規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、搬入時及び施工後
	監視制御装置	1. 設計図との対比 ・監視操作、信号処理及び記録装置等の構成の確認 ・形式、形状及び構造の確認 ・機能、容量等の確認 2. 資材、機器類の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ 3. 監視操作の表示方法、表示項目の確認 ・グラパネ、CRT、プリンタ等の表示内容の確認 4. 伝送装置の環境条件、伝送方法の確認 5. 電源装置の形式、容量の確認 6. 盤の構造及び仕上げの確認 ・材厚及び補強材 ・加工、溶接の状況 ・下地処理及び塗装（膜厚）の確認 7. 盤表示、予備品、付属品の確認 8. 動作、性能の確認 ・動作確認 ・性能確認		○		○	製作要領書 規格証明書 試験成績書 搬入報告書 製作図 着手前、搬入時及び施工後
2章 施 工	据 付 け	1. 設計図との対比 ・設置位置、機器間及び壁との離隔確認 ・操作、監視スペースの状況 ・保守、点検スペースの確保の状況 2. 支持、固定の状態 3. 移動、転倒防止処理の状況 ・耐振措置 ・卓上機器の落下防止の処理		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	配 線	1. 盤内、外部配線の接続、整線の状況 ・接続及び端末処理の状況 ・接続部の絶縁処理の状況 ・引出し配線露出部の保護の状況 2. 特殊ケーブル使用時の工法の確認 3. 動作、機能の確認 ・絶縁抵抗及び絶縁耐力 ・光ファイバーケーブルの伝送損失測定 ・総合動作確認		○	○	○	施工計画書 試験成績書 施工図 着手前、施工中及び施工後

3. 機械設備工事

監督指針別表

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
1 編 一般共通事項	一般事項	1. 契約条件 2. 環境条件 ・現場周辺の状況 ・現場周辺地域の生活環境の保全等	○	○	○		総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び変更時
	安全管理	1. 関係法令の遵守 2. 各種標識、保安施設等の設置と保全 3. 労働災害防止対策 4. 安全巡視、危険物等の保管	○	○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時 (建設業許可・労働保険関係 ・建退共制度関係)
	交通安全管理	1. 安全施設の設置と保全 2. 工事用進入路、工事車両の運行状況 3. 工事車両の過積載防止	○	○	○	○	総合施工計画書 仮設計画書 着工前及び随時
	対外関係	1. 関係官公署その他への諸手続き及び報告 ・消防署、水道事業者等 2. 地域及び周辺住民に対する周知等	○	○	○		官公庁等届出一覧表 諸手続き写し 報告書 (コリンズ登録)
	実施工程	1. 地域気象状況（降雨日数等）の調査 2. 指定工期と実労働日数との調整 3. 製作工程表及び搬入計画 4. 関係工事との調整 5. 別途工事との取合調整	○	○	○	○	実施工程表 着工前及び変更時
	月間工程 週間工程	1. 進捗状況 ・計画労働日数と実労働日数 ・計画労働人員と実労働人員 2. 進捗状況と実施工程表との調整 3. 関係工種との調整	○	○	○	○	月間工程表 週間工程表 (月末及び週末)
	施工計画	1. 施工計画書作成時期の調整及び確認 2. 特記仕様書・共通仕様書との整合 3. 仕様材料、工法、品質管理について規格・基準への適合 4. 製作要領、社内基準、試験・検査報告等の確認 5. 機器搬入口及び搬入経路の確認 ・大型機器の搬入及び取替交換時の搬入経路確保の状況 ・搬入経路の構造耐力の確認 ・揚重機、搬入用フック等の確認	○	○	○	○	施工計画書 (総合・工種毎) 着手前及び変更時
	施工管理	1. 工種、工程毎の施工完了確認 2. 施工技術者の確認 3. 試験成績書等の確認 4. 施工体制台帳・施工体系図の確認	○	○	○	○	施工記録書 試験成績書 施工前及び施工後 (監理技術者証・主任技術者)
	保守工具及び 予 備 品	1. 機器の保守点検工具の確認 2. 工種、機器毎の予備品の確認	○	○	○	○	予備(引渡)品リスト 完了時
	発生材の処理	1. 関係法令の遵守 2. 引き渡しを要する発生材の状況 3. 取り壊し等に伴う発生材の処理状況 ・処分業者の確認 ・処分地の確認	○	○	○		施工計画書 処理・処分報告書 マニフェスト (許可証の写し添付) 着手前及び施工後
	後片付け	1. 施工箇所の後片付け、清掃の状況 2. 現場内、現場周辺の状況				○	完了時
火災保険等	1. 保険契約の状況		○			保険契約書の写し 保険契約締結後	
2 編 共 通 工 事 1 章 一般事項	総合調整	1. 個別運転調整後に行う	○	○		○	総合調整計画書 測定表 着手前及び完了後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類 監督頻度
2章 配管工事	配管材料	1. 管及び継手材の種別、規格の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 ・見本品又はカタログ 2. 管端防食継手の規格、構造の確認 ・接合管の種別、規格、材質の確認 ・形式、構造の確認 ・識別塗装の確認	○	○		○	施工計画書 規格証明書 製作図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	一般用弁 及び 栓 減圧弁 安全弁 調整弁 エア抜弁	1. 取付け管の種別等の確認 2. 規格、材質の確認 ・規格証明書 ・規格表示の確認 3. 呼び圧力及び作動圧力、構造の確認 4. 消防署、水道事業者の規格合格、承認の確認 5. 構造、最高使用圧力の確認 6. 作動方式、ストレーナーの有無確認 7. 温度調整範囲及び弁体表示の確認	○	○		○	施工計画書 規格証明書 製作図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	継 手 配管付属品	1. 規格、構造、材質の確認 ・規格証明書 ・認定証票の確認 ・異種金属継ぎ手の絶縁状況 2. ベローズ及び接液部の材質、可とう性、耐圧強度、防振効果等の確認 3. 合成ゴム製の耐熱、耐候性等の確認	○	○		○	施工計画書 規格証明書 製作図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	柵及びふた	1. 材質、形状及び寸法の確認 2. 耐荷重の確認 3. 塗装（種別・膜厚）及び表示（県名・用途名）の確認	○	○		○	施工計画書 搬入報告書 製作図 着手前及び搬入時
	計器その他	1. 規格、構造の確認 ・規格証明書 ・規格表示等の確認 2. 形状、寸法、目盛板の確認 ・測定方式及び最高目盛の確認 ・使用及び最高使用圧力の確認 ・表示部傾斜の要否の確認 3. 保護材、支持部、取付け部の確認 4. 表示灯、警報ブザー、スイッチ及び防爆構造の確認 5. 電極棒及び電極帯の材質、スペーサー、保護筒電極保持器の確認	○	○		○	施工計画書 規格証明書 製作図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	配管一般	1. 配管種別、配管経路の確認 ・他設備管及び機器、又建築との関連確認 ・配管種別による勾配及び勾配方向の確認 ・分岐位置の確認 ・水抜き及び空気抜き位置の確認 2. 貫通部の配管施工後の隙間処理の確認 3. 異種金属接続部の接触防止の措置確認		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	給水配管 給湯配管 冷温水配管 冷却水配管 消火配管	1. 主管分岐の継手確認 ・クロス継手使用不可、T継手使用（小便器自動洗浄配管、通気管、スプリンクラー消火配管を除く）の確認 2. エア抜弁、排泥弁必要の有無及び取付け位置、取付け状態 3. 給水管の端末の遊離残留塩素の確認 4. タンク廻りの配管支持の状況 5. 水圧、気密試験の確認 ・試験圧力値及び保持時間の確認 ・試験成績表 6. 消防法等認定品の確認 7. 水抜き、空気抜き		○		○	施工計画書 施工図 試験成績表 着手前、施工中及び施工後
	排 水 管 通 気 管	1. 合流方法及び施工状況の確認 2. 間接排水の要否及び施工状況 3. 屋内横走り排水管の勾配 3. 満水試験継手取付け確認（3階以上の汚水立管） 4. 満水及び通水試験の確認 ・試験成績表		○		○	施工計画書 施工図 試験成績表 着手前、施工中及び施工後

工種	項目	留意事項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提出書類 監督頻度
5章 関連工事	仮設工事	1. 設計図との対比 2. 敷地の状況確認 3. 基準点のチェック及びベンチマーク(BM)の位置確認 ・施設、外溝の位置及び敷地、道路の仕上高さ 4. 資材置場等の確認 ・塗料等引火性材料の貯蔵所の確認 5. ローリングタワー等の安全確認	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
	土工事	1. 地中埋設物の有無確認 ・事前調査及び関係者への通知 ・施工中における保護及び損傷した場合の処置 2. 根切り及び埋め戻し ・基準点からの深さ ・深さに応じた安全確保の状況 ・土質の確認、埋め戻し土への流用 ・埋め戻し、転圧の状況確認 ・良質土又は砂質土 ・埋設標、埋設表示の設置確認 ・使用する重機の騒音対策、振動対策	○	○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	地業工事	1. 砂利地業 ・締め固めの状況 ・砂利種別及び敷き厚の確認 2. 均しコンクリート地業 ・設計基準強度 ・均しコンクリート厚さ		○		○	施工計画書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	コンクリート 工事	1. 製造所及び設計基準強度の確認 2. 鉄筋等の規格確認 3. 配筋の状況確認 4. 型枠取外し後のじゃんか等補修の必要有無及び処置確認 5. スリーブ、箱入れの状況 ・材質、寸法の確認 ・開口補強の有無及び施工方法確認	○	○		○	施工計画書 計画調査書 規格証明書 着手前、施工中及び施工後
	左官工事	1. 下地の状況 ・型枠緊張材の処理(セパレータの防錆、コン処理) ・雨水等浸透防止の処理 2. 仕上げの確認 ・浮き、むら		○		○	施工計画書 施工図 着手前及び施工後
	溶接工事	1. 溶接資格者の確認 2. 溶接部の清掃 ・油、スラグ等の除去 3. 溶接箇所の損傷及び防錆処理の確認		○		○	施工計画書 着手前及び施工後
3編の1 空気調和 設備工事 1章 機材	一般事項	1. 設計図との対比 ・性能、容量等の確認 ・耐震性能の確保 2. 労働安全衛生法、消防法、ガス事業法等の関係法令、規則の確認 3. 製造者の仕様確認 ・機器仕様の設計図、共通仕様書との対比 ・保温工事 ・塗装工事 4. 付属品及び予備品の確認	○	○			製作要領書 規格証明書 能力計算書 製作図 施工図 試験成績書 搬入報告書 機器承諾前及び搬入時
2章 施工	一般事項	1. 設計図との対比 ・設置位置及び配列状態 ・操作、点検スペースの確保の状況 2. 保守、点検通路の状況 ・保守、点検のための通路の確保の状況 ・扉、配管及び機器等との接触の有無確認 3. 基礎の施工及びボルトの取付け状況 ・基礎構造耐力及び基礎配筋、寸法の確認 ・防振基礎の施工状況、ストッパーの取付状況 ・アンカーボルトの選定 ・埋設配管の布設状況 4. 据付け架台の構造及び仕上りの状況 5. 据付け面の水平調整及び仕上げの確認 6. 機器及び器具取付けの状況 ・タイル、目地割、排水溝との取合状況	○	○		○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度	
			査	諾	会	査		
	ボイラー	1. 据付けの状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 3. 耐震装置、防振装置の取付け状態 4. パーナー及び付属品の取付け状態		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	煙 道	1. 煙道の支持等の状況 ・鋼板厚さ 3.2mm 以上の確認 ・吊り及び支持間隔確認 ・支持方法、振れ止めの確認 2. 継手及び伸縮部、摺動部の施工状況の確認 3. 壁貫通部の施工状況の確認 4. 煤煙濃度計及び煤じん量測定口の位置確認 5. 掃除口の位置確認		○		○	○	施工計画書 施工図 ○ ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	冷 凍 機	1. 据付けの状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 3. 防振処理必要の有無及び処理の確認 4. 付属品の仕様及び取付けの有無確認		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	冷 却 塔	1. 据付けの状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 3. 水滴飛散及び騒音等の影響の確認 4. 付属品の仕様及び取付けの有無確認		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	空気調和機	1. 据付けの状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 3. 排水トラップの取付け状況 4. 付属品の仕様及び取付けの有無確認 5. 防振処置の状況		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	ファンコイルユニット 放 熱 器	1. 取付け位置の確認 2. 取付けの状況 ・壁との間隔確認 ・固定の状況		○		○	○	施工計画書・製作図 施工図 ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	送 風 機	1. 据付けの状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 ・架台への固定状況 3. ベルトの回転方向及び張りしろの状態 4. 防振、振動絶縁処置の状況		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	ポ ン プ	1. 据付け状況 ・水平、垂直、勾配の確認 2. 固定ボルトの締め付け状況 3. 防振、振動絶縁処置の状況 4. 軸心の調整状態 5. 付属品の仕様及び取付けの有無確認		○		○	○	施工計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
	タンク類	1. 固定ボルトの耐震強度の確認 2. 据付け状況 ・水平調整 3. 固定ボルトの締め付け状況 4. 電極棒等付属品の取付け状況		○		○	○	施工計画書 耐震計画書 製作図 施工図 ○ ○ ○ 着手前、施工中及び施工後
3編の2 ダクト工事 1章 機 材	一般事項	1. 設計図との対比 ・ダクトの材料、系統、経路の確認 ・吹出口、吸込口等の位置確認 2. ダクトの接続方法及び分岐、支持方法の確認 3. 防火区画等の貫通部の処理方法の確認 4. 資材、器材の確認 ・規格証明書 ・規格表示、評定マークの確認 ・材質、形状、厚の確認	○	○				製作要領書 規格証明書 製作図 施工図 搬入計画書 ○ ○ ○ ○ 着手前
	矩形ダクト スパイラルダクト	1. 形状寸法及び板厚の確認 2. はぜ形状、ピッチの確認 3. 継手の板厚、差し込み長さの確認 4. 防錆処理の確認 5. 風量測定口の有無の確認		○		○	○	製作要領書 製作図 施工図 搬入報告書 ○ ○ ○ ○ 着手前及び搬入時

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	フレキシブルダクト たわみ継手	1. 不燃材料の認定確認 2. 熱絶縁性、可とう性及び耐圧強度の確認	○	○		○	製作要領書・性能書 製作図・施工図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	吹 出 口 吸 込 口	1. 風量調節機構、整流器の有無及び誘引性能の確認 2. シャッター形状、機構の確認	○	○		○	製作要領書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	ダンパー	1. 羽根の枚数確認 2. 開閉機構及び開閉指示器の要否確認 3. 空気流に対する抵抗確認 4. 防火、防煙ダンパーの機能確認 ・漏煙及び作動性能の確認 ・動作温度、閉鎖機構の確認 ・検査口の有無確認	○	○		○	製作要領書 作動試験成績書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	排気フード	1. 形状、寸法の確認 ・フード囲い、補強材及び垂れ下がりの確認 ・傾斜角度、とい等の確認 2. グリスフィルターの要否 3. グリス回収器の確認 ・グリスフィルター合格ラベルの確認 ・油脂分除去性能確認 ・フィルターの予備数量の確認	○	○		○	製作要領書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	計 器 類	1. 規格又は準用規格の確認 2. 使用温度、最高目盛の確認	○	○		○	規格証明書 搬入報告書 着手前及び搬入時
	定風量、変 風量 エンツ	1. 材質、構造の確認 2. 騒音レベルの確認 3. 信号作動機能の確認	○	○		○	性能試験成績書 能力計算書・製作図 搬入報告書 着手前及び搬入時
2章 施 工	一般事項	1. 形状、寸法、板厚の確認 2. ダクトの湾曲部等の状況 ・内側半径、傾斜角度の状況 ・案内羽根取付けの有無 ・整流板取付けの有無 3. 多湿箇所の排気用風道のシール確認 4. 防火区画の貫通部の状況 ・貫通部の隙間充填の状況 5. ボルト・ナットの締め付け状態	○	○		○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後
	矩形ダクト	1. 接続の状況 ・ダクト折返し部、コーナー金物取付け部のシールの状況 ・フランジの最大間隔の確認 2. 補強の状況 ・補強状況の確認 ・ダイヤモンドブレーキ及びリブの有無確認 3. 吊り及び支持の状況 ・吊り間隔、支持方法及び振れ止めの状況 ・固定の状況 ・防振材取付けの有無	○	○		○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後
	スパイラルダクト	1. 接続の状況 ・ビス本数及びダクト用テープの状況 ・シールの状況 2. 吊り及び支持の状況 ・吊り間隔、支持方法及び振れ止めの状況 ・固定の状況 ・防振材取付けの有無	○	○		○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後
	排煙ダクト	1. 板厚、はぜ形状の確認 2. 接続の状況 3. たわみ継手の材質、位置及び接続の状況 4. 可燃物等からの隔離確認 5. 吊り及び支持の状況 ・吊り間隔、支持方法及び振れ止めの状況 ・固定の状況	○	○		○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度
			査	諾	会	査	
	ダクト付属品	<ol style="list-style-type: none"> チャンバーの確認 <ul style="list-style-type: none"> 寸法、板厚の確認 点検口、温度計取付座の有無及び取付け状況(空調機) 内貼り材の規格及び施工順序の確認 吹出口、吸込口の確認 <ul style="list-style-type: none"> 寸法、板厚の確認 内貼り材の規格及び施工順序の確認 取付け、固定の状況 排気フードの確認 <ul style="list-style-type: none"> 吊りボルトの本数及び間隔の確認 防火、防煙ダンパーの確認 <ul style="list-style-type: none"> 確実堅固に取付けているか確認 ヒューズの検査及び取替えスペースの有無確認 風量調節ダンパーの操作スペースの状況 風量測定口の取付け個数及び取付け位置の確認 		○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後
4 編 自動制御 設備工事	自動制御装置	<ol style="list-style-type: none"> 設計図との対比 検出部、調整部の確認 <ul style="list-style-type: none"> 形式、機能及び検出範囲の確認 出力方法、構成素子の確認 動作隙間又は比例帯の範囲の確認 操作部の確認 <ul style="list-style-type: none"> 駆動部の種類、材質、規格、機能の確認 駆動部の電圧、空気圧入力信号、駆動トルクの確認 制御弁の種類、材質、規格の確認 制御弁の呼び径、開閉指示器の確認 ダンパーの種類、材質寸法、羽根の枚数の確認 ダンパーの開閉機能、開閉指示器の確認 管理計器の確認 <ul style="list-style-type: none"> 種類、表示方法及び指示、記録範囲の確認 空気源装置の確認 <ul style="list-style-type: none"> 材質、構造、規格の確認 容量及び耐久性の確認 空気配管用機材の規格、口径、圧力等の確認 機器の据付けの状況 <ul style="list-style-type: none"> 固定の状況等 配管、配線の状況 <ul style="list-style-type: none"> 配管工事及び電気設備工事参照 	○	○	○	○	製作要領書 性能証明書 試験成績書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前、搬入時、施工中及び施工後
	中央監視 制御装置	<ol style="list-style-type: none"> 設計図との対比 中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組合せ、システム構成の確認 盤及び周辺装置等の構造形式及び機能等の確認 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備工事参照 機器の据付けの状況 <ul style="list-style-type: none"> 固定の状況等 配管、配線の状況 <ul style="list-style-type: none"> 配管工事及び電気設備工事参照 	○	○	○	○	製作要領書 性能証明書 試験成績書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前、搬入時、施工中及び施工後
5 編 給排水衛生 設備工事	一般事項	<ol style="list-style-type: none"> 設計図との対比 <ul style="list-style-type: none"> 設置位置、設置数量等の確認 種別、容量等の確認 付属機器、付属品の確認 資材、器材の確認 <ul style="list-style-type: none"> 規格証明書 規格表示の確認 見本品又はカタログ 据付け、取付け面の確認 <ul style="list-style-type: none"> 据付け、取付け面の仕上り状況 	○	○	○	○	製作要領書 施工計画書 規格証明書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前及び搬入時
	衛生陶器及び 付属機器	<ol style="list-style-type: none"> 取付けの状況 <ul style="list-style-type: none"> 水平、垂直の状態 固定、補強の状態 管との接続状態 <ul style="list-style-type: none"> バリ等の除去確認 水栓、洗浄弁等の水量の調整確認 		○	○	○	施工計画書 施工図 搬入報告書 施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審	承	立	検	提出書類 監督頻度	
			査	諾	会	査		
	ポンプ	1. 据付けの状態 ・水平、垂直、勾配の状態 ・基礎ボルトの設置及び締め付け状態 2. 軸心の調整状態 3. 付属品の仕様及び取付けの有無確認		○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 搬入報告書 施工中及び施工後
	タンク類	1. 据付けの状態 ・水平、垂直の状態 ・基礎ボルトの本数、径等耐震強度の確認 ・基礎ボルトの締め付け状態 ・ルキアブルジョイントの使用状況 2. 管との接続状態 3. 電極棒等の付属品の取付け状況		○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 搬入報告書 施工中及び施工後
	消火機器	1. 取付けの状況 ・扉の開閉方向の確認 ・扉の開閉具合の良否の確認 2. 管との接続状況 3. 作動の確認 ・所轄消防署の検査済証		○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 消防署の検査済証等 施工中及び施工後
	厨房機器	1. 据付けの状況 ・据付け位置の確認 ・水平確認 ・固定状況 2. 管等との接続状況 3. 運転及び作動の確認		○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 施工中及び施工後
	排水金具 枺及びふた	1. 据付け及び取付けの状況 2. 管との接続状況		○	○	○	○	施工計画書 施工図 施工中及び施工後
6編 ガス設備工事	一般事項	1. 設計図との対比 ・ガス事業法及びガス事業者の供給規定の確認 ・使用材料の種類、配管経路等の確認 2. 資材、器材の確認 ・規格証明書 ・検査済証(票)の確認 3. 埋設配管の施工状況 ・埋設深さ及び埋設表示テープの確認 ・電気工作物からの離隔確認 ・他設備配管等との離隔交差部の埋め戻し転圧の状況 4. 貫通部の処理及び躯体の絶縁方法、処理の確認	○	○	○	○	○	施工計画書 規格証明書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前、施工中及び施工後
	管及び継手	1. 資材の規格確認 ・ガス事業者の規定確認 ・呼び圧力の確認 2. 管の接合部の状況 ・管と継手間の軸心の状態 ・防錆処理の確認 3. 防食処理の確認	○	○	○	○	○	施工計画書 試験成績書 施工図 着手前、施工中及び施工後
	栓及び弁	1. 資材の種類、規格の確認 ・ガス事業者の規格確認 ・検定合格証票の確認 ・コック安全装置の確認 ・耐圧性能、機密性能の確認 2. 管との接続状況 3. 取付け状況 ・扉開閉等の障害有無確認 ・電気配線、器具との離隔確認 ・火気、熱気からの離隔確認	○	○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後
	その他機器	1. 種別、規格、形式の確認 ・検定合格証票等の確認 ・検定等の有効期限の確認 ・耐圧性能の確認 2. ガス漏れ警報器の設置位置確認 ・機器からの水平距離及び天井、床面距離 3. ガスメータの設置位置確認 ・検針のしやすさの確認 ・水平度及び電気工作物からの離隔確認 4. 管等との接続状況	○	○	○	○	○	施工計画書 製作図 施工図 着手前、施工中及び施工後

工 種	項 目	留 意 事 項	審 査	承 諾	立 会	検 査	提 出 書 類 監 督 頻 度
10 編 機 械 式 駐 車 設 備 工 事	一般事項	1. 設計図との対比 ・方式 ・法令への準拠確認	○	○		○	施工計画書 着手前
	機材及び施工	1. 駆動装置、構造体及び搬器 ・材料規格、構造等の確認 2. 運転操作盤及び安全装置 ・必要機能の有無 3. 耐震措置 4. 付属品及び予備品の確認	○	○		○	施工計画書 搬入計画書 製作図 施工図 搬入報告書 着手前、施工後

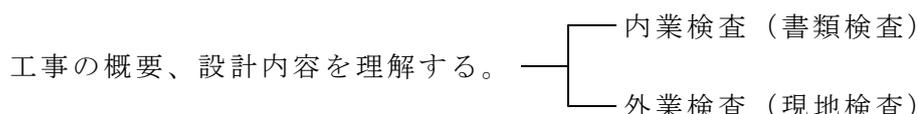
建築工事検査指針

1. 目的

この指針は、土木部が所掌する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の検査を実施する場合の一般的な検査の方法、フロー等を示し、業務の統一かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 検査の方法

建築工事の実施検査は内業検査（書類検査）、外業検査（現地検査）に分類し、次に掲げる項目に重点をおいて検査を行う。



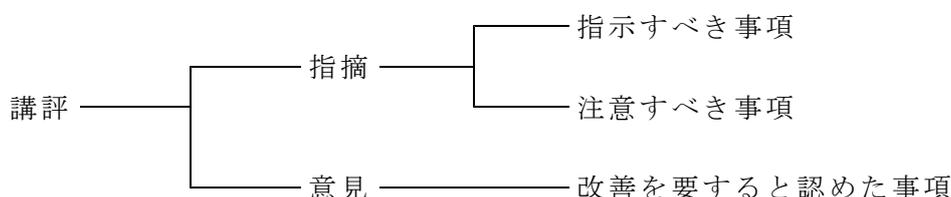
（1）内業検査の重点項目

- ① 施工計画書、施工図等について確認し、工事が施工計画書、施工図のとおり施工されているか確認する。
- ② 実施工程表・進捗計画について確認する。
- ③ 安全管理（安全施設等の実施記録写真、事故記録等）に関して確認する。
- ④ 部材製造業者及び部材の適合について確認する。
- ⑤ 機材の品質・規格・強度等の確認及び合否の判定をする。
- ⑥ 工事記録写真、特に不可視（隠蔽等）部分の寸法、形状等について確認する。
- ⑦ 指示、承諾書及び打合せ記録等の確認、特に設計変更の対象となるものについて確認する。
- ⑧ 官公署等への申請・届出書及び監督員検査の結果について確認する。

（2）外業検査の重点項目

- ① 所定の仕上げ・寸法・形状・数量等の確認及び合・否の判定をする。
- ② 工事目的物の品質（性能及び機能）が十分に満たされているか確認し、合・否の判定をする。
- ③ 所定の固定性・安全性及び強度について、設計図書及び使用上の問題がないことを確認し、合・否の判定をする。
- ④ 機器類の保守点検が可能なように施工されているか確認する。
- ⑤ 中間検査においては仮設計画（特に指定仮設）、安全管理に関する実施状況について確認する。
- ⑥ 不可視部分についての工事記録写真、検査記録等により適否が判断し難く、破壊検査を実施する場合は、可能な限り最小限とするとともに破壊部分が大となる場合は上司に報告の上、その指示により行うこと。
また、この場合検査、復旧に要する費用は請負者の負担であることを周知させること。

3. 検査結果の評価及び指示



- (1) 検査員は検査を実施した結果について、手直し事項、指示事項、注意事項等の指摘及び今後改善を要すると認めた事項について講評を行う。
- (2) 手直し事項については「手直し工事指示書」〔「検査要領」第2号様式〕により手直し指示を行い、軽易な手直しと認められる事項については、検査記録表〔指示・報告〕〔「事務処理様式集」様式15号〕により修補事項を記載し、注意欄にマークするとともに監督員が確認したうえ、手直し工事の前中後の写真を付けて検査員に報告するよう指示する。
- また、今後改善を要すると認めた事項についても、前記検査記録表に改善事項を記載し、書類欄にマークし監督員にその確認について指示する。

4. その他

検査員の心得

- ① 常に公平かつ温和な態度であること。
- ② 正確な資料または事実に基づいて厳正に検査を行うこと。
- ③ 工事の進捗に支障を与えないよう配慮すること。
- ④ 欠陥等を指摘するのみでなく、長所の賞揚も行うこと。
- ⑤ 不適正な工事を発見した場合は、その原因についても十分考察すること。
- ⑥ 修補及び手直しの方法については、理論のみでなく実情に即して決定すること。
- ⑦ 検査の結果、得た事実・情報について機密を保持すること。
- ⑧ 監督員の説明を傾聴し、以後の監督業務に支障を与えることのないように配慮すること。

5. 附 則

(施行期日)

この指針は、平成3年4月1日より施行する。

平成14年11月1日改正施行（平成14年10月16日技第131号）

平成18年4月1日改正施行（平成18年3月31日技第187号）

一般的な検査フロー

【 内 業 検 査 】

	1. 工事概要の説明を受ける。
	2. 設計内容等を設計書、図面仕様書により理解する。
	3. 監督員との協議事項及び設計変更の対象となるべきものが処理されているか。指示・承諾書の確認。
	4. 工事の実施工程、進捗状況について説明を受ける。
	5. 材料調書、施工計画書、工事記録写真等の検査対象関係書類の確認。
	6. 施工計画書の内容、使用材料が設計図書等と合致しているか。
(施工計画書)	7. 施工計画書のとおり施工されているか。
	8. 指定仮設があるか。
(材料関係)	9. 指定した材料の検査書類はあるか。
	10. ミルシート、カタログが全部そろっているか。
	11. 試験値と規格値の関係をチェックする。
	12. コンクリートの配合、補正が設計図書と合っているか。 打設日が工事写真、日報、工程表と合っているか。
(施工関係)	13. 検査等の記録が整備されているか。
	14. コンクリート強度について完成日に少なくとも1週強度はでているか。
	15. 出来形、品質管理が十分にチェックされているか。 測定項目、測定値は完全にチェックされているか。
(安全管理)	16. 施工途中で事故はなかったか。
	17. 安全施設、標識等が整備されているか。
(工事写真)	18. 写真の整理が系統的になされているか。

(完 成)

19. 不要の写真はないか。写真の不足はないか。

20. 寸法、形状等について正しく写っているか。

21. 不可視（隠蔽）部分の写真は完全か。

22. 工事写真により内容が理解できるか。
余白欄に作図、注釈が記入してあるか（必要な場合）

23. 工事全体が明確に写っているか。

24. 後片け等が残っていないか。

25. 完成図等が整備されているか。

26. 試験、測定箇所の指定。

【 外 業 検 査 】

27. 数量及び各測定について平面図、断面図等と対比して疑問な点があれば測定する。

28. 現地測定結果の確認。

29. 判定値からはずれたものがあれば再測し判断する。

30. 試運転調整等の記録と検査運転等の結果について対比し判断する。

31. 出来ばえ等の技術的判断をする。

32. 書類関係の不備があれば、再整理を指示する。

33. 軽易な手直しがあれば修補を指示する。

34. 検査関係書類作成

○検査状況写真

○工事検査（成績評定）書

建築工事技術検査基準

(目的)

第1 この基準は、土木部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号）第7条の規定に基づく建築工事の検査基準を定め、検査員が実施する検査（以下「検査」という。）の厳正かつ公平な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来形を対象として、試験・検査記録等の関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定をおこなうものとする。

(実施状況の検査)

第3 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真記録を含む）と、設計図書等を対比し、施工管理状況及び施工内容に関して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び性能試験結果等について、設計図書と対比して行うものとする。
ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して行うものとする。
ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の判断することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

附則

(施行期日)

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

平成16年5月1日改正施行（平成16年4月30日付け技第33号）

平成18年4月1日改正施行（平成18年3月31日付け技第187号）

平成20年7月1日改正施行（平成20年6月30日付け技第97号）

土木部建築工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、「公共工事の品質の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)第6号に基づき、土木部建築工事(設備工事を含む。以下「建築工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、もって請負業者の適正な選定及びの指導育成を図ることを目的とする。

(評定者)

第2 建設工事の成績評定者(以下「評定者」という。)は土木部建築工事監督要領(平成2年4月1日付け技第5号 改正平成18年3月31日付け技第187号)第5条(第7条に定める監督員を除く。)に定める総括監督員、主任監督員又は一般監督員及び土木部建築工事検査要領(平成2年4月1日付け技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号)第4条に定める検査員とする。

ただし、この規定により難しい場合は技術管理課と協議するものとする。

(対象工事)

第3 評定の対象は、原則として1件の設計金額が500万円を越える土木部が発注する建築工事とする。

(評定の時期)

第4 総括監督員、主任監督員及び一般監督員にあつては、竣工及び部分竣工検査の時期に行い、検査員にあつては、出来形検査を除き、検査の都度行う。

(評定内容及び方法)

第5 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

2 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごと独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

評定は「成績評定書」(様式第1号)、「細目別評定点採点表」(様式第1号別添)、「考查項目別運用表」(別紙1～別紙3)、「施工プロセスチェックリスト」(別紙4)により行うものとする。(以下「評定表等」という。)

3 工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定表等の提出)

第6 監督員及び検査員は、竣工検査・部分竣工検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について評定を行い、評定表等に、検査状況写真を添付して、一件の契約金額が5,000万円以上の工事にあつては土木部長に、また一件の契約金額が5,000万円未満の工事にあつては技術管理課長に報告する。

2 出来形検査を完了した場合は、工事金部分払(工事金年度精算)検査書(土木部所管建設事業事務処理要領第4号様式甲または乙)により検査状況写真を添付して、技術管理課長又は当該工事を発注した所属長にそれぞれ報告する。

3 検査員は、中間検査・部分使用検査を完了した場合は、成績評定書(様式第1号)、考查項目別運用表(別紙1～別紙3)に検査状況写真を添付して、一件の契約金額が

5, 000万円以上の工事にあつては土木部長に、また一件の契約金額が5, 000万円未満の工事にあつては技術管理課長に報告する。

(評定の結果の通知)

第7 土木部建築工事検査要領第4条に基づき検査員を命じた者は、第6第1項の評定表等の報告があつた後、対象工事の請負者に対して評定点を別記様式第1により通知するものとする。

(説明請求)

第8 第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、技術管理課長または事業担当課(所)長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9 技術管理課長または事業担当課(所)長は、評定点の通知を受けた請負者から評定点について説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。
2 技術管理課長または事業担当課(所)長は、前項の回答をする場合、建設工事評価委員会に意見を求めることができる。

附則

(施行期日)

平成9年1月1日施行(平成8年12月18日技第69号)

平成14年4月1日改正施行(平成14年3月29日技第213号)

平成14年11月1日改正施行(平成14年10月16日技第131号)

平成16年5月1日改正施行(平成16年4月30日技第33号)

平成18年4月1日改正施行(平成18年3月31日技第187号)

平成20年6月30日改正施行(平成20年6月30日技第97号)

第 号
平成 年 月 日

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、当職に対しその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して15日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは下記のとおりです。

記

- 1 工事名・工事番号 ○○○工事 第○号
- 2 工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 3 竣工検査年月日 平成○年○月○日
- 4 成績評定 ○○点 (細目別評定点は、別表1のとおり)
- 5 送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課長 あて
(奈良県○○○○事務所長 あて)
- 6 手続き等の問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課
建築技術グループ
(奈良県○○○○事務所)
○○課

別表 1

細 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.2点
	II. 配置技術者	／ 3.8点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 11.7点
	II. 工程管理	／ 9.3点
	III. 安全対策	／ 10.7点
	IV. 対外関係	／ 3.4点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 13.9点
	II. 品質	／ 15.9点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 高度技術 (加点のみ)	高度技術	／ 7.8点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	／ 5.4点
6. 社会性 (加点のみ)	地域への貢献等	／ 6.4点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		／ 100点

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名・工事番号

2. 疑問に対する回答

考査項目別運用表入力解説

【入力方法】

- 1 工事成績採点表(別記様式1)に、工事名、契約金額等の必要事項を記入して下さい。
- 2 主任監督員、総括監督員、検査員の氏名を記入して下さい。記入がないと点数計算ができません。
- 3 細目別評定点採点表(別記様式2)の右欄外の「既済部分(中間)検査がある場合の補正」の検査回数を記入して下さい。既済部分(中間)検査がない場合は、「0」を必ず記入して下さい。その他は自動で計算されますので記入の必要はありません。
- 4 主任監督員の評価を行います。「対象」にチェックボックスがない項目は必須評価項目となりますので必ず評価して下さい。「対象」にチェックボックスがある項目は削除ができる項目です。評価対象工事が当該評価と整合がとれない場合等に「対象」のチェックボックスを空白にします。「空白」にすると当該評価項目は削除扱いになり点数に反映されません。
- 5 主任監督員の「品質」の評価項目は、建築・電気・暖冷房で3種類あります。評価対象工事が単独工種の場合は該当工種の「工事比率」に「1」を入力し、その他の工種には「工事比率」に「0」を必ず入力して下さい。2種以上の複合した工種で加重平均等による場合は、各「工事比率」に1以内の比率を入力して下さい。この場合、「工事比率」の合計は必ず「1」となるようにします。(小数点以下第2位まで)
- 6 主任監督員の「品質」の「工事比率」に「0」以外の数値を入力した工種は必ず評価するようにして下さい。
- 7 主任監督員の「高度技術」の「建物規模への対応」を評価する場合は、「対象」をチェックし、続けて「評価技術事例」をチェックします。この項目は「評価技術事例」に2個以上のチェックをしても3点までしか加点できなくなっています。
- 8 主任監督員の「高度技術」の上記以外の項目は加点したい項目の「対象」にチェックして下さい。1項目について2点が加算されます。ただし、合計は最大13点となっています。
- 9 主任監督員の「創意工夫」の加点は「高度技術」と同様です。ただし、合計は最大7点となっています。
- 10 総括監督員の評価は、評価対象項目から評価したいと思われる項目をチェックし(複数でもよい)評価選択を行います。この場合、評価選択がそのまま評価に反映されます。
- 11 総括監督員の「法令遵守等」は、該当が何もなかった場合でも「該当なし」にチェックをして下さい。
- 12 検査員の評価は、主任監督員の評価とほぼ同様です。「出来ばえ」の評価は、5の要領で「工事比率」を考慮して下さい。

【注意事項】

- 1 評価項目を挿入したりすると、入力数式がずれて正常に計算されなくなる恐れがあります。
- 2 入力後は、工事成績採点表(別記様式1)において必ず記入漏れ等を確認して下さい。

平成 年 月 日

奈良県土木部長 殿

() 工事 () 検査の結果を次のとおり報告します。

検査員

印
印

建築・電気設備・機械設備 工事 竣工・部分竣工 検査成績評定書

工事番号	第 号	請負業者名	
工事名		現場代理人	
工事場所		主任技術者	
工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	監理技術者	
当初請負金額	円	変更理由	
最終請負金額	円	手直検査	平成 年 月 日
変更工期	平成 年 月 日	手直検査員	
竣工届出	平成 年 月 日	土木部長 次長 (技術)	事業課・事務所 課長(所長) 総括監督員 主任監督員 一般監督員
竣工検査	平成 年 月 日		
工事概要	技術管理課		
	課長	課長補佐	建築技術GL
手直事項	有 ・ 無		

様式第1号-3

建築設備工事等成績採点表〔中間・部分使用〕

平成〇〇年〇月〇〇日作成
 〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)

工事名	契約金額(最終)										平成 年 月 日		平成 年 月 日							
	工 期										完成年月日		氏名							
請負者名	①主任及び一般監督員										検査員(中間・部分使用)									
	氏名										氏名									
項目	細別	氏名					氏名					(中間・部分使用)評定点								
		a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	
1. 施工体制	I 施工体制一般	-	+1.5	0	-5	-10														
			+3.0	+1.5	0	-5	-10													
2. 施工状況	II 配置技術者	-	+1.5	0	-5	-10														
			+1.0	+0.5	0	-5	-10													
3. 出来形及び出来ばえ	II 工程管理		+2.0	+1.0	0	-5	-10													
			+2.0	+1.0	0	-5	-10													
4. 高度技術	I 高度技術力(※2)		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
			+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
5. 創意工夫	I 創意工夫(※2)		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
			+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※3)		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
			+2.0	+1.0	0	-2.5	-5													
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																				
評定点(※1)		①																		
評定点計(※4)																				
法令遵守等(※5)																				
評定点合計(※6)																				
所見(※7)																				

※1 6.5点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~③)は小数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、加減点評価のみとする。

※3 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加減点評価のみとする。

※4 既済部分(中間)検査があった場合は(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値

※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が竣工検査時に行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※8 各検査項目ごとの採点は、別紙-1~3検査項目別運用表によるものとする。

(総括監督員を任命しない場合は、主任監督員が総括監督員の評定を行うものとする。)

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任及び一般監督員	②総括監督員	③検査員 (中間・部分使用)	③検査員 (中間・部分使用)	④検査員(竣工)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.6 = 点					3.2点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.6 = 点					3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.6 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	11.7点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点				9.3点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点				10.7点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.6 = 点					3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.6 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.6 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	15.9点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術	() × 0.4 + 2.6 = 点					7.8点	
	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.6 = 点					5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 4.4 = 点				6.4点	
	7. 法令遵守等		() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ ①+②+③ = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		<input type="checkbox"/> ①下請業者を含め、作業分担の範囲が書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> ②品質管理体制が確立されている。 <input type="checkbox"/> ③安全管理体制が確立されている。 <input type="checkbox"/> ④現場の施工体制が書面と一致している。 <input type="checkbox"/> ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示を行った。
評価			
b: 施工体制が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 施工体制がやや不備である。 e: 施工体制が不備である。			
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。			
該当項目が80%以上 b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数	
該当項目が60%未満 d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする	
	評価 = d	6項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)		<input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑥書類及び資料が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> ⑦作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑧施工体制、施工状況を把握し、下請けを含み部下等によく指導している。 <input type="checkbox"/> ⑨施工等に伴う創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> ⑩専門技術者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑪作業主任者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑫「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置の不備等により、監督職員から文書による改善指示を行った。
評価			
a: 技術者が適切に配置されている・b: 技術者がほぼ適切に配置されている。c: 他の事項に該当しない。d: 技術者の配置がやや不備である。 e: 技術者の配置が不備である。			
該当項目が90%以上	 a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満		... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満		... c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数
該当項目が60%未満	 d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価 = d	9項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		<input type="checkbox"/> ①契約書18条(条件変更等)第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理している。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ④品質管理が、日常的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑤一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑥工事記録の整備が、適時、的確に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑦使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の調達計画が適切であり、管理が良い。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑩低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械を使用している。 <input type="checkbox"/> ⑪建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑫現場のイメージアップに、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑬施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、適切に調整している。 <input type="checkbox"/> ⑭社内検査が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑮独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:
			(減点) <input type="checkbox"/> 設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 <input type="checkbox"/> 定められた材料・機材及び施工の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務について、監督職員から文書による改善指示を行った。
			上記のうち1項目該当・・・d 上記のうち2項目以上該当・・・e
			評価
b: 施工管理が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 施工管理がやや不備である。 e: 施工管理が不備である。			
該当項目が80%以上・・・b	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%未満・・・d	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
評価 = d	14項	0項目	0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理		<input type="checkbox"/> ①実施工程表が、工事着手前に提出され、関連工事との調整もよく行っている。 <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、工程管理を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工程に関する各種制約等があるにもかかわらず期限内にスムーズに作業を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> ⑥近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。 <input type="checkbox"/> ⑦休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑧請負者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:
			(減点) <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d <input type="checkbox"/> 請負者の責により期限内に工事を完成できなかった。(但し、改善指示による場合を除く。) 上記に該当すれば・・・e
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 工程管理がやや不備である。 e: 工程管理が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数	
該当項目が60%未満・・・ d		④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価 = d	5項	0項目 0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	III. 安全対策		<input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。 <input type="checkbox"/> ④安全教育・訓練等を適時、的確に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦安全管理の臨機の措置を行った。 <input type="checkbox"/> ⑧過積載防止に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑨使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑩重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑪山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑫足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑬工事現場における保安設備等の設置・管理が的確であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由:
			(減点)
			<input type="checkbox"/> 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により重大な災害等を起こした。 上記に該当すれば・・・e
			評価
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 安全対策がやや不備である。 e: 安全対策が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
評価 = d	9項	0項目	0%

※: 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ② 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行った。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について十分な説明を行った。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ④ 積極的な近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑤ 関連工事業者との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑥ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑦ その他 理由:
			(減点) <input type="checkbox"/> 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 <input type="checkbox"/> 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。
			上記に該当すれば・・・d(2項目該当でもdとする。)
			<input type="checkbox"/> 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
			上記に該当すれば・・・e
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 対外関係がやや不備である。 e: 対外関係が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a		①	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③	評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・ d		④	削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価 = d	2項目	0項目 0%

※ 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③出来形確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由：
			(減点) <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行ったが出来形が確認出来なかった。
			上記に該当すれば・・・e
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 出来形がやや不備である。 e: 出来形が不備である。			
該当項目が90%以上…………… a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満…… c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満…………… d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
	評価 = d	5項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事		<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			<input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。
	<input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。		
	<input type="checkbox"/> ④各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。		
	<input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。		
工事比率		<input type="checkbox"/> ⑥不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。	
		<input type="checkbox"/> ⑦その他	
		理由:	
		(減点)	
		<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。	
		上記に該当すれば・・・d	
		<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
		上記に該当すれば・・・e	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 品質がやや不備である。 e: 品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする		
建築評価 = d	4項	0項目	0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			<input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。
	受変電設備工事		<input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率		<input type="checkbox"/> ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。
			<input type="checkbox"/> ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。
		<input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等での確認できる。	
		<input type="checkbox"/> ⑦その他	
		理由:	
		(減点)	<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
			上記に該当すれば・・・e
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 品質がやや不備である。 e: 品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
	電気評価 = d	6項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			<input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。
	<input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。		
	<input type="checkbox"/> ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。		
	<input type="checkbox"/> ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。		
工事比率		<input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等での確認できる。	
		<input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:	
		(減点) <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。	
		上記に該当すれば・・・d	
		<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
		上記に該当すれば・・・e	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 品質がやや不備である。 e: 品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする		
	機械評価 = d	6項目	項目 0%
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質			
	総合評価 = d	0項目	0%

※. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■建物規模への対応	<input type="checkbox"/>	対象建物の延べ面積、高さ等の規模 ※8 [評価技術事例] <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他(理由:)
		詳細評価内容	
	評 点 = 0 点		
	■建物固有の機能の難しさへの対応	<input type="checkbox"/>	対象建物の耐震レベル
<input type="checkbox"/>		建物機能の特殊性	
評 点 = 0 点		<input type="checkbox"/>	その他(理由:)
			[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
評 点 = 0 点		詳細評価内容	
■建物固有の施工技術の難しさへの対応		<input type="checkbox"/>	建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【提案】
		<input type="checkbox"/>	設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性
	<input type="checkbox"/>	制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
	<input type="checkbox"/>	その他(理由:)	
			[評価技術事例] ・VE提案(入札時、契約後、総合評価落札方式)された工法等が高度技術で評価できる場合 【提案】 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
評 点 = 0 点		詳細評価内容	

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■厳しい自然・地盤条件への対応	<input type="checkbox"/>	湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)
		<input type="checkbox"/>	軟弱地盤、支持地盤の影響
		<input type="checkbox"/>	雨・雪・風・気温等の影響
		<input type="checkbox"/>	その他(理由:)
			[評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
詳細評価内容			
評 点 = 0 点			
	■厳しい周辺環境等、社会条件との対応	<input type="checkbox"/>	地中埋設物等の作業障害
		<input type="checkbox"/>	工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		<input type="checkbox"/>	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		<input type="checkbox"/>	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
		<input type="checkbox"/>	その他(理由:)
			[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
詳細評価内容			
評 点 = 0 点			

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■施工現場での対応	<input type="checkbox"/>	災害等での臨機の処置
		<input type="checkbox"/>	施工状況(条件)に対応した施工・工法等
		<input type="checkbox"/>	作業スペース等の制約
		<input type="checkbox"/>	その他(理由:)
			[評価技術事例] ・地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
詳細評価内容			
評 点 = 0 点			
	■その他	<input type="checkbox"/>	NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)
		<input type="checkbox"/>	活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点)
		<input type="checkbox"/>	NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)
		<input type="checkbox"/>	その他、施工及び工法等の優れた技術力として、評価できる場合 (理由:) [評価技術事例] ・施工及び工法等の優れた技術力として、評価する技術
詳細評価内容			
(最大 13点)			
評 点 計 = 0 点	評 点 = 0 点		

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ 関係	<input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：	
		詳細評価内容：	
		■施工関係	<input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な 取組み <input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：
詳細評価内容：			
■品質関係	<input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：		
		詳細評価内容：	

(創意2/2)

考查項目	細 別	対象 評価対象項目
5.創意工夫	<p>■安全衛生関係</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</p> <p><input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p>
	<p>詳細評価内容:</p>	
	<p> </p>	
	<p>■施工管理関係</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用</p> <p><input type="checkbox"/> CALSを活用した施工管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p>
	<p>詳細評価内容:</p>	
	<p> </p>	
	<p>■その他</p>	<p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:</p>
	<p>詳細評価内容:</p>	
	<p> </p>	
<p>(最大 7点)</p>		
<p>評点計=0点</p>		

審査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 工程管理がやや不備である。 e: 工程管理が不備である。		
	評価 = e	評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 安全対策がやや不備である。 e: 安全対策が不備である。		
	評価 = e	評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
a: 地域への貢献が優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 c: 他の事項に該当しない。		
	評価 = c	評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ -8点	5.文書注意
	○ -5点	6.口頭注意
	○ -3点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ -1点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
<p>① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減ずる。減点数は入札説明書等による。</p> <p>⑤ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができることとする。</p> <p>※適応事例に○印をし、該当項目点数を成績採点表に記入する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.その他 理由: 		

考查項目	細 別	対象	評価対象項目		
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> ①契約書18条(条件変更等)第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等に、独自の管理基準を作成し、出来形・品質管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑥一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑦使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の管理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨工事の関係書類及び資料整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑩建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪社内検査が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑫独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑬その他 理由:	(減点) <input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務について、検査職員から文書による指示を行った。 上記のうち1項目該当・・・d 上記のうち2項目以上該当・・・e		
			評価		
			a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 施工管理がやや不備である。 e: 施工管理が不備である。		
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。				
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数				
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする				
	評価 = d	12項	0項目 0%		

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目別運用表

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③出来形確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、適切な処分をしている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:
			(減点)
			<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 契約書第31条2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば・・・e
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 出来形がやや不備である。 e: 出来形が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 × 100 / () 対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
	評価 = d	5項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目別運用表

考查項目	細 別	対象	評価対象項目	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 <input type="checkbox"/> ④各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等での確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦中間検査や既済検査での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由：	(減点) <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d <input type="checkbox"/> 契約書第31条2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば・・・e	
	工事比率			
評価				
a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。				
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。			
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数			
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする			
	建築評価 = d	4項	0項目 0%	

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦中間検査や既済検査での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由：
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		(減点) <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば・・・e
評価			
a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・ c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数		
該当項目が60%未満・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
	電気評価 = d	6項	0項目 0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等での確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦中間検査や既済検査での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:
			(減点) <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d
			<input type="checkbox"/> 契約書第31条2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば・・・e
			評価
a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・ c 該当項目が60%未満・・・ d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
機械評価 = d	6項	0項目	0%
※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。			
総合評価 = d		0項目	0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		<input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりにある。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 <input type="checkbox"/> ④仕上がりの状態が良好で、色調が均一であり、色むら等が無い。 <input type="checkbox"/> ⑤全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥保身に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:
	工事比率		
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 全体的な完成度がやや悪い。			
該当項目が90%以上…… a		①	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満…… b		②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満…… c		③	評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数
該当項目が60%未満…… d		④	削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	建築評価 = d	4項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		<input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転及び保守管理への対応が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
	電気設備工事		
	工事比率		
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 全体的な完成度がやや悪い。			
該当項目が90%以上…… a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満…… c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数		
該当項目が60%未満…… d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする		
	電気評価 = d	5項	0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		<input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転及び保守管理への対応が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
	暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事		
	工事比率		
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 他の事項に該当しない。 d: 全体的な完成度がやや悪い。			
該当項目が90%以上…… a		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数	
該当項目が60%未満…… d		④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする	
	機械評価 = d	5項	0項目 0%
※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。			
	総合評価 = d		0項目 0%

※. 「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)(仮称)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										備考			
				着手前	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)	完成時	
1 施工体制	II 配置技術者 / 現場代理人	○工事実績情報	<ul style="list-style-type: none"> 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。(契約後、変更後、完成時) 現場に常駐している。(施工中 1回 / 月程度) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。(施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
2 施工状況	I 施工管理	○監理技術者(主任技術者)の専任制等	<ul style="list-style-type: none"> 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。(着手前) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○専門技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上)(施工中 1回 / 月程度) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○作業主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工中、打合せ時) 専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○下請負者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜) 国土交通省の指名停止期間中でない。(施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○設計図書の写真等	<ul style="list-style-type: none"> 契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工中適宜) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工中適宜) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。(着手前、変更時) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容と現場施工方法が一致している。(施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)(仮称)

審査項目	細別	確認項目	チェック欄 (指示事項等)										備考	
			着手前	施 工 中								完成時		
				(<input type="checkbox"/>)			(<input type="checkbox"/>)							
2	I 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
	II 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
	III 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社ハットール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
			・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械、車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
	IV 対 外 関 係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(<input type="checkbox"/>)										
				(<input type="checkbox"/>)										